



栃木県 こどもまんなか 推進プラン



令和7(2025)年3月
栃木県

県民の皆様へ



本県では、平成31（2019）年1月に「とちぎの子ども・子育て支援条例」を施行し、「県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長することができる地域社会」の実現のため、県を挙げて子ども・子育て支援に取り組んで参りました。

一方、全国的に出生数の減少が続く中、本県における令和5（2023）年の合計特殊出生率は1.19となるなど、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。さらに、児童虐待の増加やこどもの貧困、ヤングケアラーの問題の深刻化など、こどもを取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような中、国では令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行され、さらに同年12月にこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を策定し、すべてのこども・若者がひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組が進められています。

「こどもまんなか社会」は本県においても目指すべき社会であり、その実現のためには、こども・若者、子育て当事者等の意見に耳を傾けながら、その最善の利益を考慮した取組を進めていくことが重要です。

そこで、県では、「こども大綱」や「とちぎの子ども・子育て支援条例」の理念を踏まえ、全てのこども・若者がひとしく権利を擁護されながら健やかに成長し、幸せな生活を送れるとともに、誰もが希望に応じた結婚、妊娠・出産ができ、子育ての喜びを実感できる地域社会の実現を目指すため、このたび、「栃木県こどもまんなか推進プラン」を策定しました。

このプランでは、「こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備」や「若者の将来の希望を叶える取組」、「喜びのある子育てにつながる支援」、「地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進」など、8つの「施策の基本的方向」に基づき、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージごとの切れ目ない支援を積極的に行うこととしています。

今後とも、こども・若者、子育て当事者等の思いを把握し、可能な限り施策等に反映させていくとともに、市町と相互に連携・協力し、地域住民、NPO・ボランティア、企業、関係団体等と協働しながら、各種施策を着実に進めて参りたいと考えておりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言等をいただきました「栃木県子ども・子育て審議会」の委員や有識者の皆様をはじめ、関係者や関係団体、県民の皆様方に、心から御礼申し上げます。

令和7（2025）年3月

栃木県知事 福田富一

目次

第1部 計画の基本方針

1 策定の趣旨	2
2 計画の基本目標	2
3 計画の性格及び役割	2
4 計画の期間等	3
5 計画の構成	4

第2部 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

1 少子化の現状	6
2 結婚・妊娠・出産	8
3 家庭環境	14
4 仕事と子育ての両立	19
5 こどもたちの現状	23

第3部 施策の方向性

1 施策の重点事項	28
2 施策の基本的方向	28
3 施策の体系	29

第4部 施策の展開

I こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備	32
1 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策	32
2 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進	33
3 学校等における教育環境の整備	35
4 こども・若者の人格等の尊重と権利保障	36
5 こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出	36
II 若者の将来の希望を叶える取組	37
1 就職、結婚等ライフイベントにおける 自己選択・自己決定の支援	37
III 困難を抱えるこども・若者への支援	39
1 困難を抱えるこども・若者の支援	39
2 障害児施策の充実	39
3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	40
4 児童虐待防止対策の充実	42
5 社会的養育体制の充実	43

IV	喜びのある子育てにつながる支援	44
1	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実	44
2	ニーズに応じた教育・保育の提供と質の向上	47
V	困難を抱える家庭への支援	51
1	ひとり親家庭等の自立支援の推進	51
2	困難を抱える保護者に対する就労の支援、経済的支援	52
VI	結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成	55
1	社会全体の気運の醸成	55
VII	安全・安心な生活環境の整備	57
1	こどもの安全対策の推進	57
2	子育て等を支援する生活環境の整備	58
VIII	地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進	60
1	地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援	60
2	仕事と家庭の両立を支える環境整備	61
●	目標指標一覧	62
●	項目別関係課等一覧	63

第5部 計画の推進体制

1	計画推進におけるそれぞれの責務	66
2	こども・若者、子育て当事者等の参画	66
3	推進体制	66
4	計画の評価	67

参考資料

1	栃木県こどもまんなか推進プラン策定経過	70
2	栃木県子ども・子育て審議会委員名簿	71
3	計画策定に係る協力者・協力団体	71
4	とちぎの子ども・子育て支援条例	72

第1部

計画の基本方針

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の性格及び役割
- 4 計画の期間等
- 5 計画の構成



第1部 計画の基本方針

1 策定の趣旨

我が国の出生数は減少が続き、少子化の進行に歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談対応件数の増加やヤングケアラーなど、こどもを取り巻く状況は深刻化しています。

このような中、国においては、「こども基本法」が施行されるとともに、こども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が策定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組が進められています。

この計画は、こども大綱やとちぎの子ども・子育て支援条例（以下、「子育て支援条例」という。）の理念を踏まえ、栃木県において、「こどもまんなか社会」を実現するべく、全てのこども・若者の健やかな成長と将来にわたる幸せを支援する取組や、希望に応じた結婚、妊娠・出産、喜びのある子育てを支援する取組を進めるための総合計画として策定しました。

2 計画の基本目標

次代の「とちぎ」を創造するこども・若者を県全体で育むため、子育て支援条例の基本理念を全ての県民が共有しつつ、栃木県において「こどもまんなか社会」を構築するべく、県を挙げてこども・若者の支援や子育て支援に取り組み、以下に掲げる地域社会の実現を目指します。

- ◆ 全てのこども・若者がひとしく権利を擁護されながら健やかに成長し、
将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会
- ◆ 誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、
幸せな状態でこどもと向き合い、子育ての喜びを実感できる地域社会

3 計画の性格及び役割

この計画は、こども基本法第10条に基づく本県におけるこども施策についての計画及び子育て支援条例第10条に基づく子ども・子育てに関する基本的な計画として位置付け、基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策の内容等を示します。

併せて、本計画は、次の7つの計画の性格を持つとともに、本県関係計画と調和のとれたものとしします。

栃木県こどもまんなか推進プラン

- 1 次世代育成支援対策の都道府県行動計画（次世代育成支援対策推進法第9条）
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条）
- 3 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
- 4 都道府県子どもの貧困の解消に向けた対策計画
（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
- 5 都道府県社会的養育推進計画
（「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日こ支家第125号））
- 6 母子保健を含む成育医療等に関する計画
（「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」令和5年3月31日子発0331第18号）
- 7 都道府県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
*とちぎ青少年プランと本計画を併せて位置付けます。

【他の関係計画】

- ・とちぎ未来創造プラン
- ・とちぎ創生15戦略
- ・とちぎ青少年プラン
- ・とちぎ男女共同参画プラン
- ・栃木県地域福祉支援計画
- ・栃木県ケアラー支援推進計画
- ・栃木県保健医療計画
- ・とちぎ健康21プラン
- ・とちぎ障害者プラン21
- ・栃木県障害者福祉計画・栃木県障害児福祉計画
- ・栃木県教育振興基本計画
- など

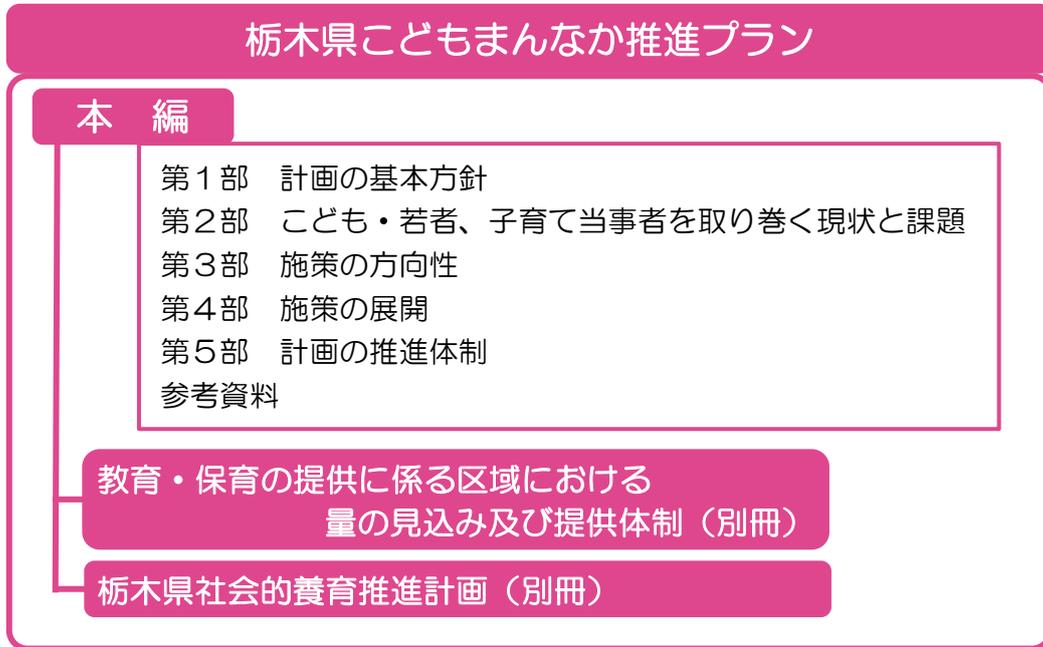
4 計画の期間等

この計画は、令和7（2025）年度を初年度とし、令和11（2029）年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、子ども・子育て支援の環境状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

5 計画の構成

この計画の構成は、計画本体、教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制（別冊）、及び栃木県社会的養育推進計画（別冊）です。



第2部

こども・若者、 子育て当事者を 取り巻く現状と課題

- 1 少子化の現状
- 2 結婚・妊娠・出産
- 3 家庭環境
- 4 仕事と子育ての両立
- 5 こどもたちの現状



第2部

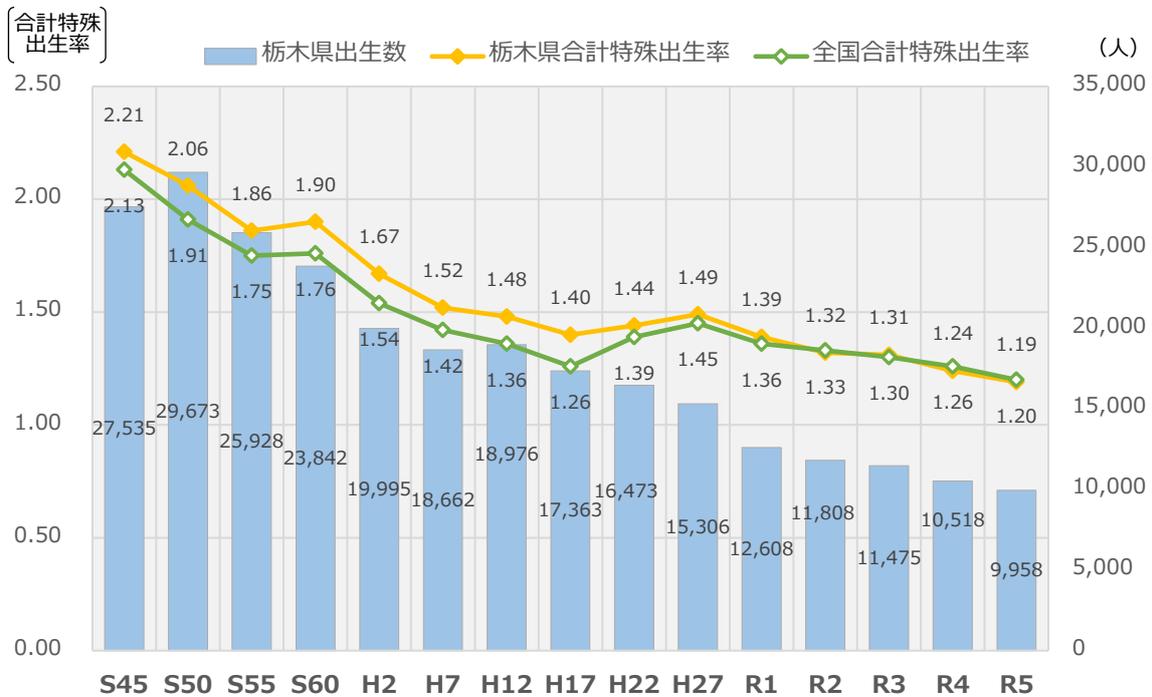
こども・若者、子育て当事者を取り巻く 現状と課題

1 少子化の現状

1 出生

本県の出生数は、昭和50（1975）年頃をピークに減少し、令和5（2023）年の出生数は、ピーク時の3分の1程度の9,958人となり、初めて1万人を割り込みました。

また、合計特殊出生率を見ると、昭和50（1975）年は2.06と人口置換水準（人口を安定的に維持するために必要とされる水準＝2.07～2.08）程度でしたが、その後は低下傾向にあり、令和5（2023）年は、全国の1.20よりも低く、過去最低となる1.19となっています。（図1）



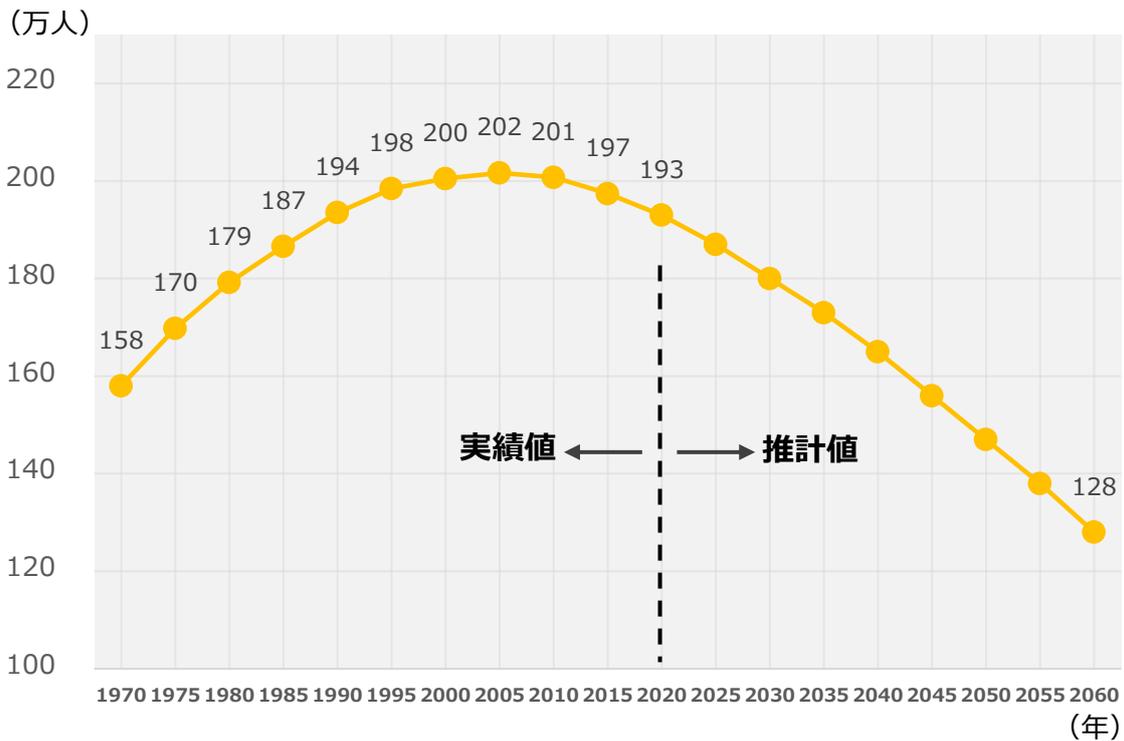
資料：厚生労働省「人口動態統計」

図1 出生数と合計特殊出生率の推移

2 人口構成

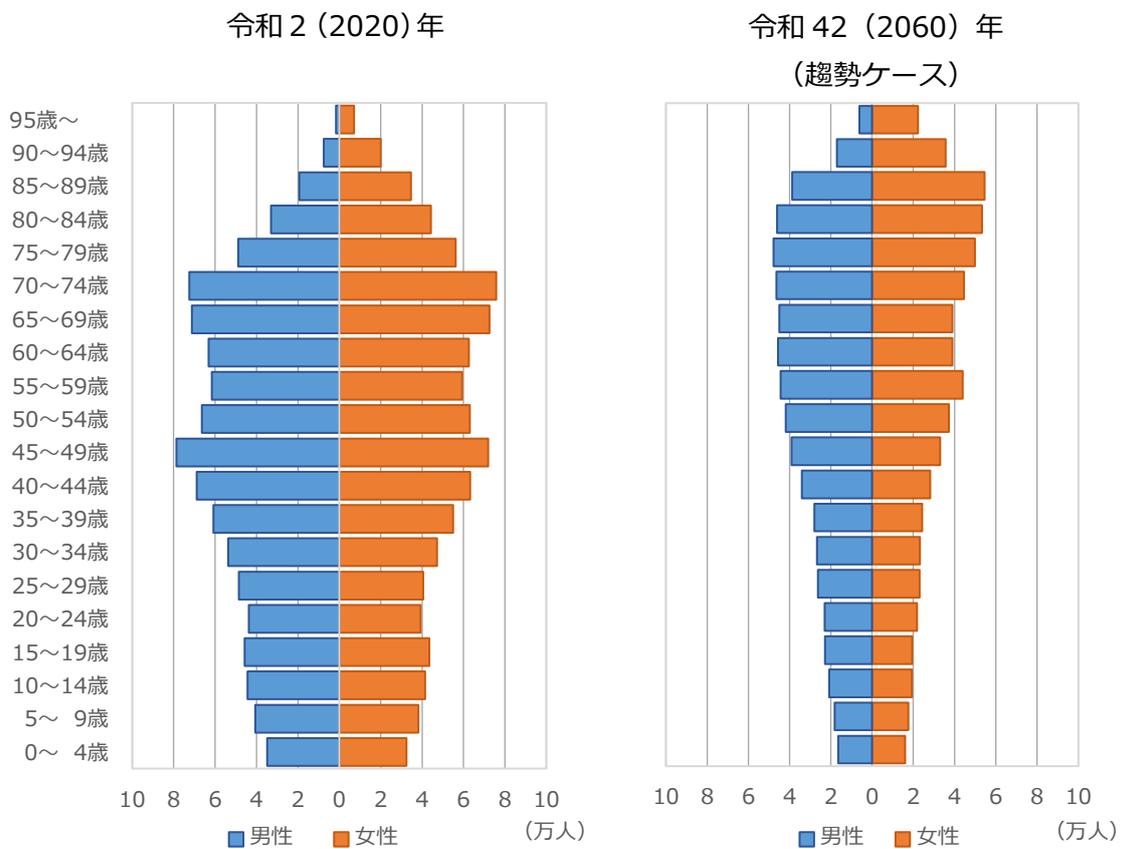
本県の総人口は、平成17（2005）年12月の約202万人をピークに緩やかな減少傾向が続き、令和2（2020）年には、約193万人となりました。今後も人口は、減少していくと予測されます。（図2）

また、本県の5歳階級別人口の将来推計をみると、今後も少子化の進行により、人口構成の割合が、0～14歳及び15歳～64歳の区分は減少し、75歳以上は増加すると見込まれています。（図3）



資料：総務省「国勢調査」を基に栃木県推計（令和6（2024）年）

図2 栃木県の総人口の推移と2060年までの将来推計人口（趨勢ケース）



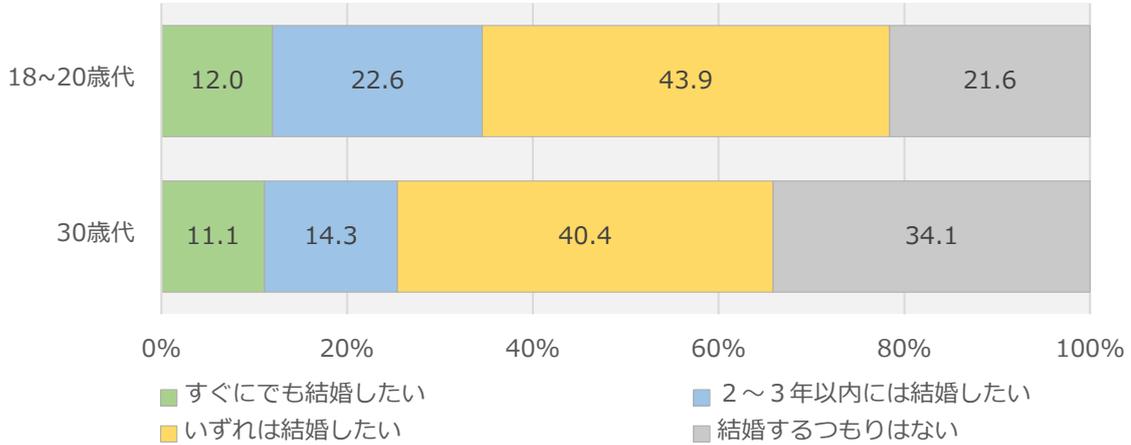
資料：総務省「国勢調査」を基に栃木県推計（令和6（2024）年）

図3 栃木県の5歳階級別人口構造の将来推計（趨勢ケース）

2 結婚・妊娠・出産

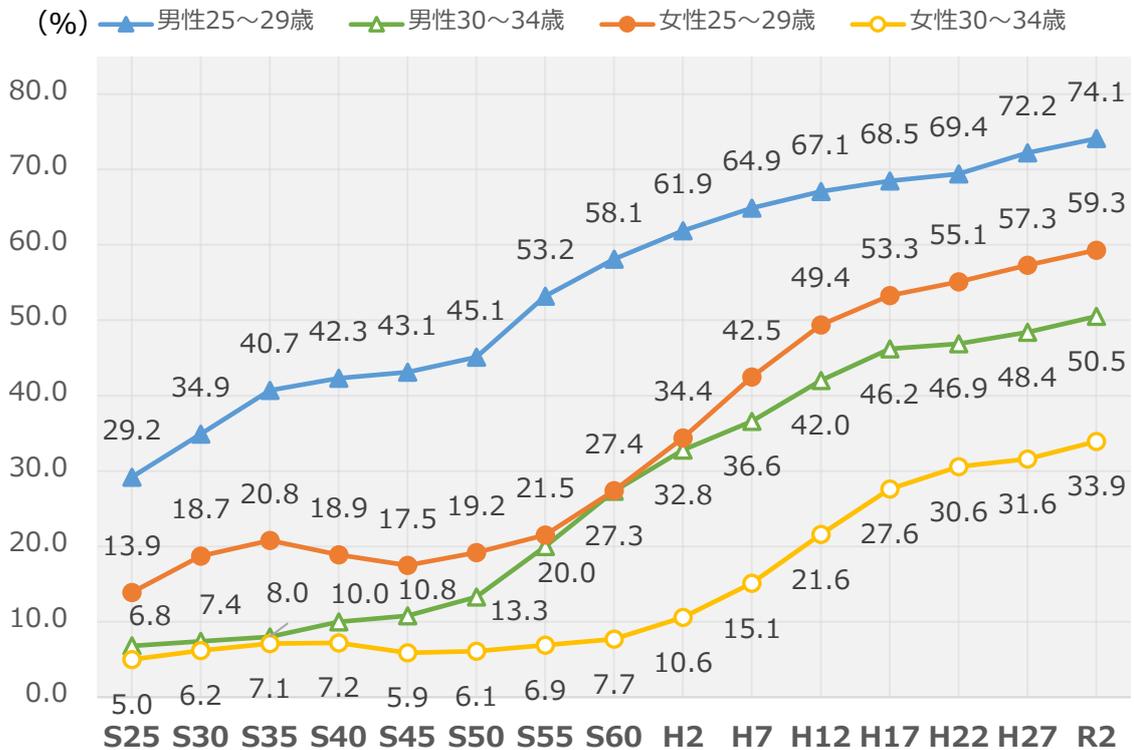
1 結婚

本県の結婚を望む未婚者の割合は、18～20歳代で78.5%、30歳代で65.8%となっています。（図4）



資料：栃木県総合政策部「令和6年度これからの“とちぎ”づくりに関する県民意識調査」
図4 結婚の意欲（18歳から50歳代までの未婚者）

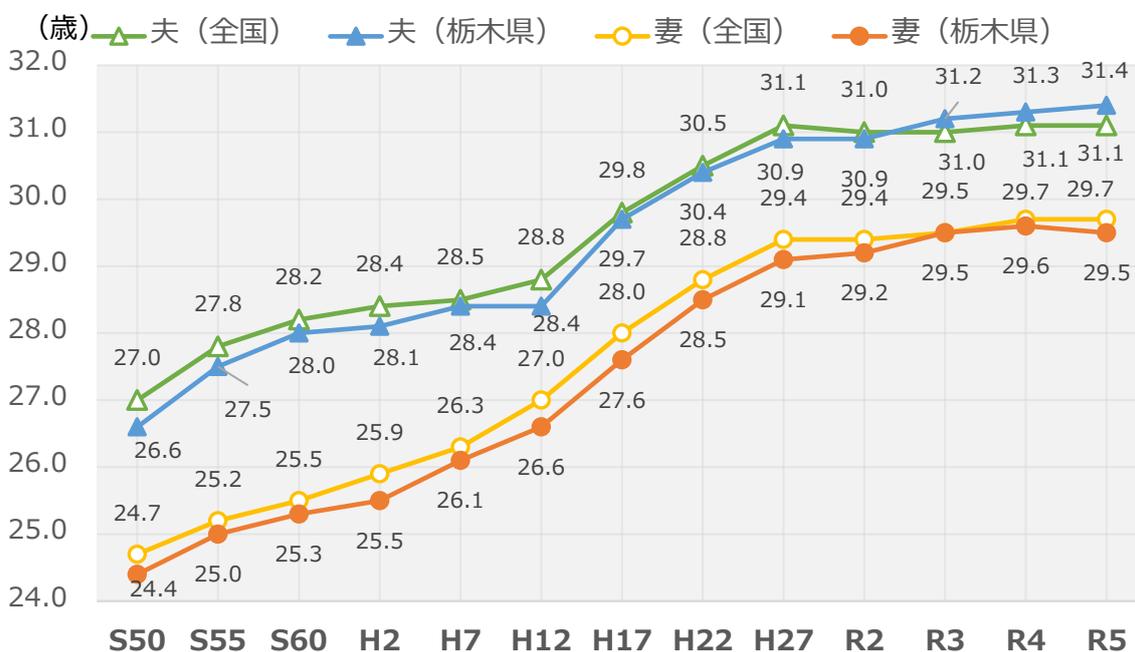
未婚率は、30～34歳男性では50.5%、30～34歳女性では33.9%と男女ともに年々上昇しています。（図5）



資料：総務省「国勢調査」

図5 栃木県の未婚率の推移

平均初婚年齢は、昭和 50（1975）年の夫 26.6 歳、妻 24.4 歳から、令和 5（2023）年には、夫 31.4 歳、妻 29.5 歳へと、夫 4.8 歳、妻 5.1 歳ほど高くなっているなど、晩婚化がさらに進んでいます。（図6）

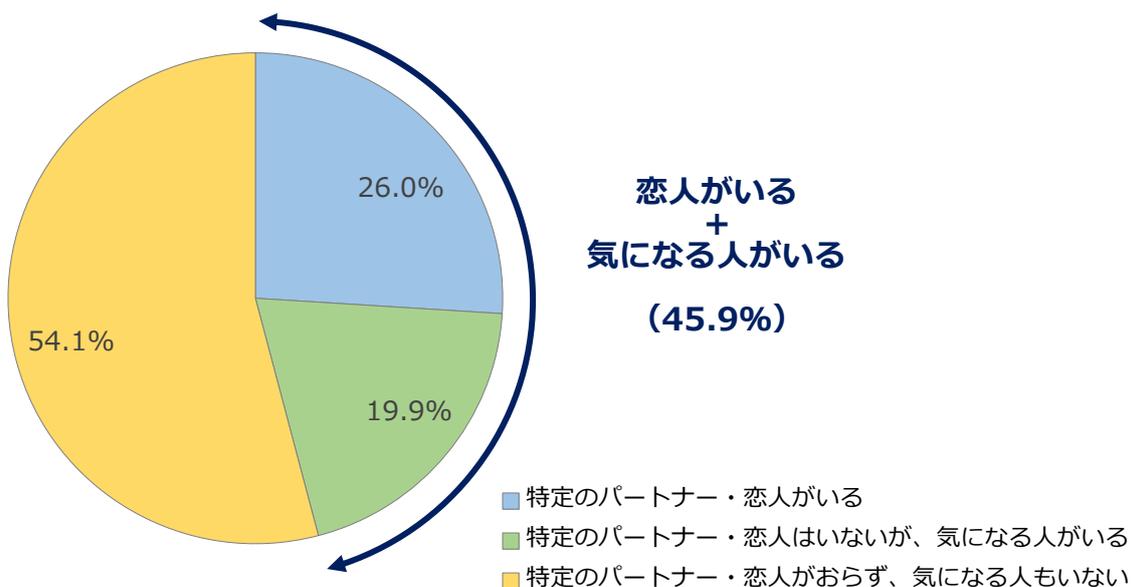


資料：厚生労働省「人口動態統計」

図6 平均初婚年齢の推移

2 こどもたちの恋愛観・結婚観

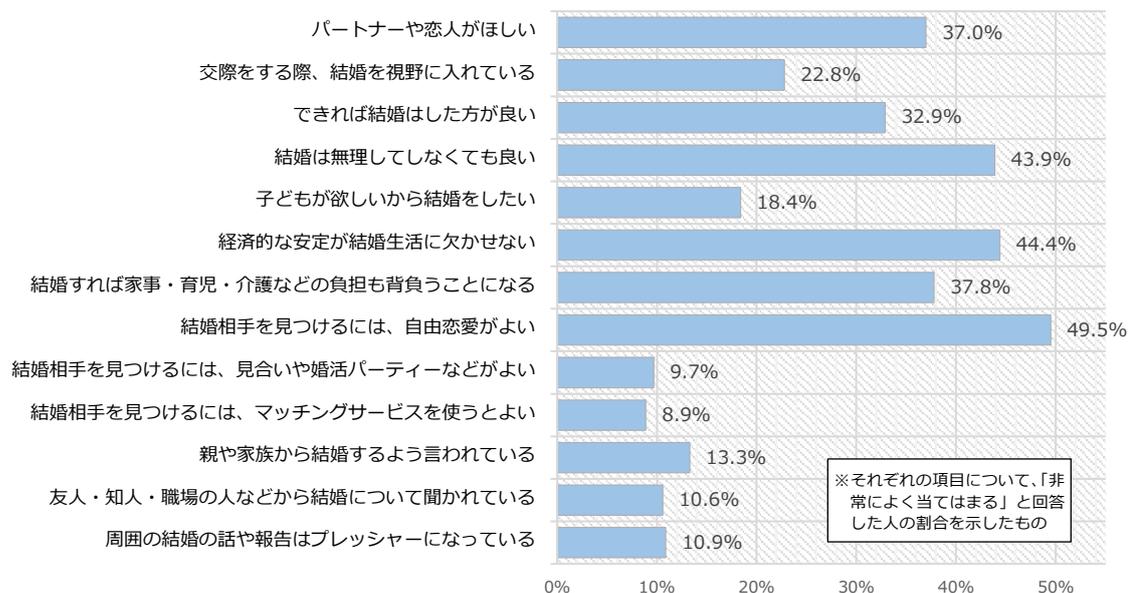
本県の高校生の恋愛の実態は、「恋人がいる」、「気になる人がいる」を合計した割合は 45.9%で、「気になる人もいない」の割合を下回っています。（図7）



資料：栃木県保健福祉部「令和 5 年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」

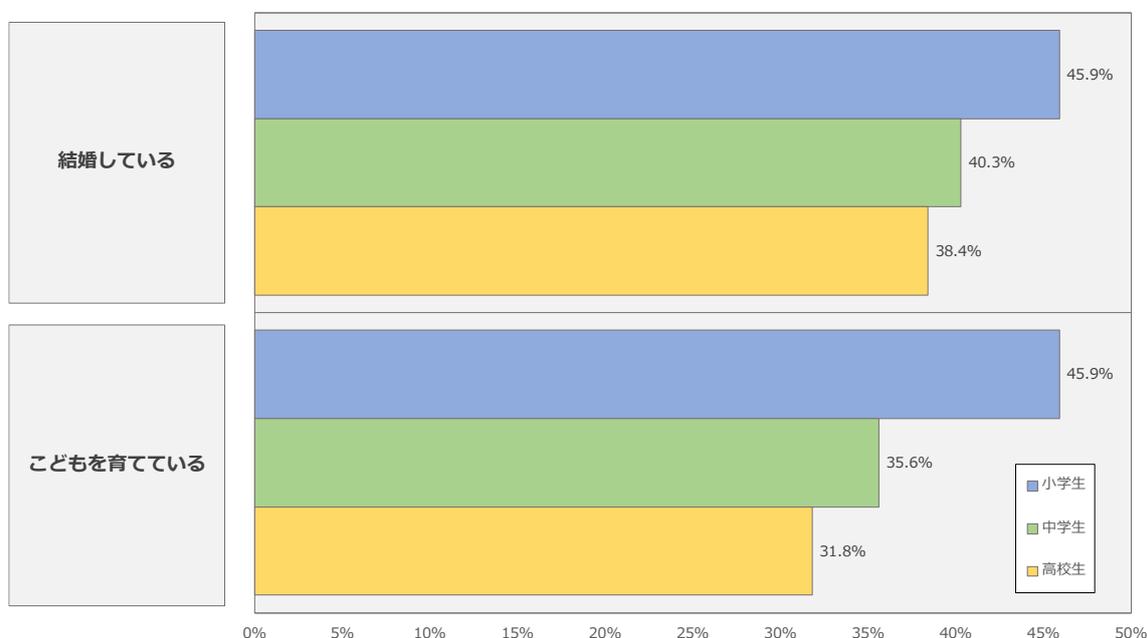
図7 栃木県の高校生の交際状況

「結婚」に対する考えは、「結婚は無理してしなくて良い」という意見が43.9%と、「できれば結婚はした方が良い」の32.9%より11ポイント高くなっています。（図8）



資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県子ども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
図8 栃木県の高校生の恋愛観と結婚観

将来、自分が「結婚しているか」や「子どもを育てているか」という家族形成のイメージをみると、年齢が上がるにつれ、いずれの割合も低下しています。（図9）



資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県子ども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
図9 栃木県のこどもの家族形成イメージ

「結婚はしているが子育てはしていない」という将来のイメージを持っている人の割合は、小学生では 12.5%、中学生では 18.8%となっており、高校生では 25.7%と4人に1人に上ります。（表1）

「結婚している」に「はい」と答えた人のうち		小学生	中学生	高校生	「結婚している」に「いいえ」と答えた人のうち		小学生	中学生	高校生
子どもを育てている	はい	87.6%	81.2%	74.3%	子どもを育てている	はい	10.6%	4.9%	5.3%
	いいえ	12.5%	18.8%	25.7%		いいえ	89.4%	95.1%	94.7%

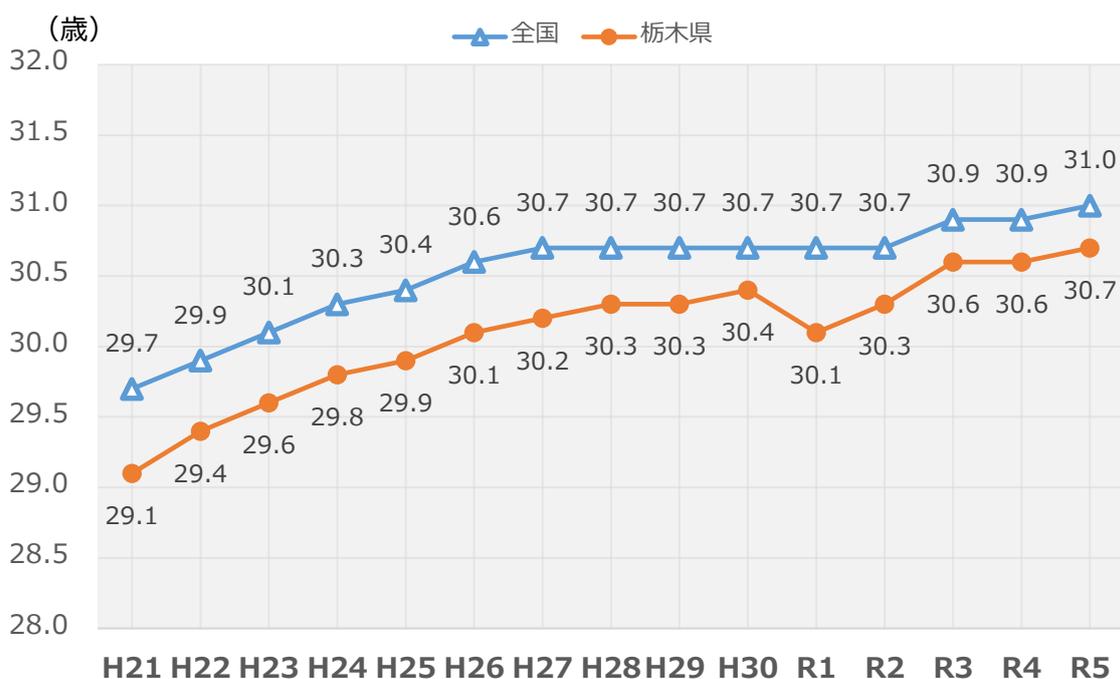
資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県子ども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」

表1 栃木県のこどもの家族形成に関する人生ビジョン

3 妊娠・出産

本県の第1子出生時母親の平均年齢は、平成21（2009）年の29.1歳から、令和5（2023）年には30.7歳へと1.6歳高くなっており、晩産化が進んでいます。

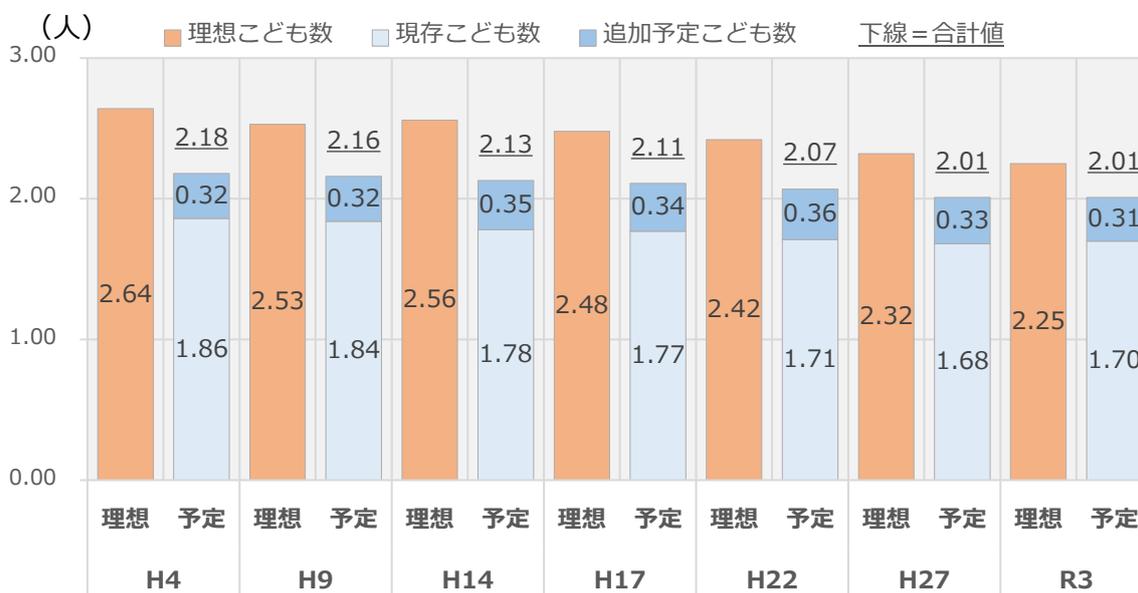
（図10）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

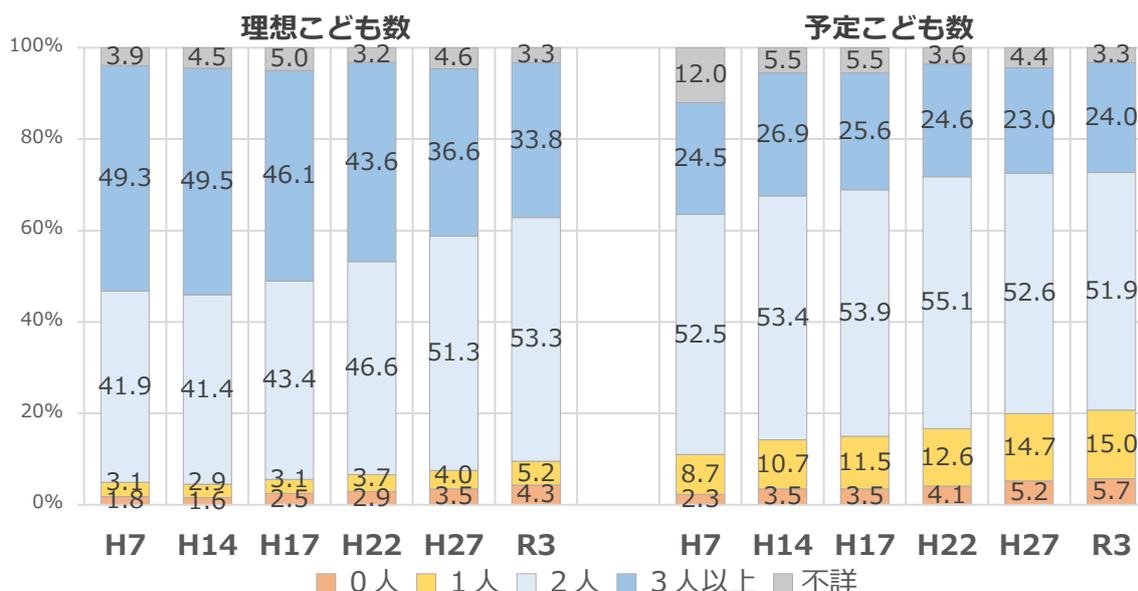
図10 第1子出生時の母親の平均年齢

令和3(2021)年の女性既婚者(50歳未満)にたずねた理想的な子どもの数(理想子ども数)の平均値は2.25人と過去最低となっており、実際に持つつもりの子どもの数(予定子ども数:現存子ども数+追加予定子ども数)の平均値は2.01人と過去最低だった平成27(2015)年と同じ数となっています。(図11)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」
 図11 初婚女性既婚者(50歳未満)の平均理想子ども数と平均予定子ども数推移

令和3(2021)年の理想子ども数の分布では、「2人」が53.3%と最も多く、「3人以上」は33.8%まで減少しています。また、予定子ども数の分布では、「1人」が15.0%まで増加しており、「0人」と「1人」の合計が20.7%を占めています。(図12)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」
 図12 初婚女性既婚者(50歳未満)の平均理想子ども数と平均予定子ども数分布

また、令和6（2024）年の本県の女性既婚者（50歳未満）にたずねた理想子ども数の平均値は2.19人、予定子ども数の平均値は1.80人で、いずれも令和3（2021）年の全国の平均値よりも低くなっており、全国平均よりも「理想－予定」の差が大きくなっています。（表2）

区分	理想	予定	差
栃木県	2.19	1.80	0.39
全 国	2.25	2.01	0.24

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」

栃木県総合政策部「令和6年度これからの“とちぎ”づくりに関する県民意識調査」

表2 女性既婚者（50歳未満）の平均理想子ども数と平均予定子ども数

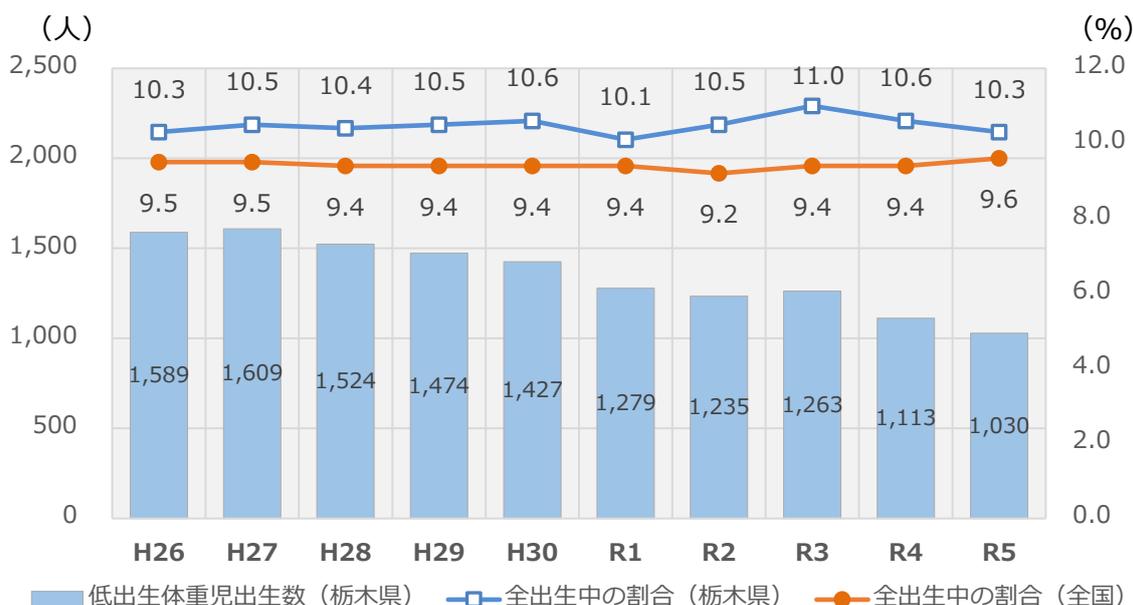
一方、経済的・社会的制約から解放されれば、実際の数よりも多く子どもを持ちたいと思う本県の子育て中の母親の割合の合計は、28.0%となっています。（表3）

		理想の子ども数 (%)			
		理想どおり	実際の子ども数 +1	実際の子ども数 +2以上	
実際の子ども数	1人	31.4	10.5	2.9	28.0%
	2人	31.4	8.8	1.4	
	3人以上	9.3	1.8	2.6	

資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県子ども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」

表3 栃木県の母親の理想と実際の子ども数

本県における令和5（2023）年の低出生体重児数は1,030人と減少していますが、低出生体重児の割合は10.3%と横ばいの状況です。（図13）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

図13 低出生体重児数及び全出生中の割合の推移

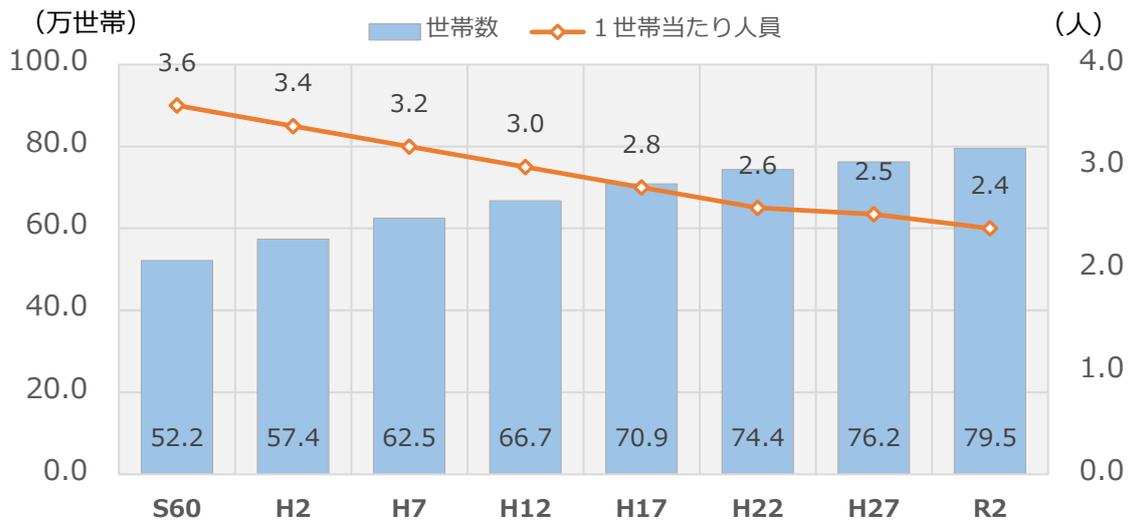
3 家庭環境

1 世帯規模

本県の世帯数は、平成2（1990）年の約57万4千世帯から令和2（2020）年の約79万7千世帯へと増加しており、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

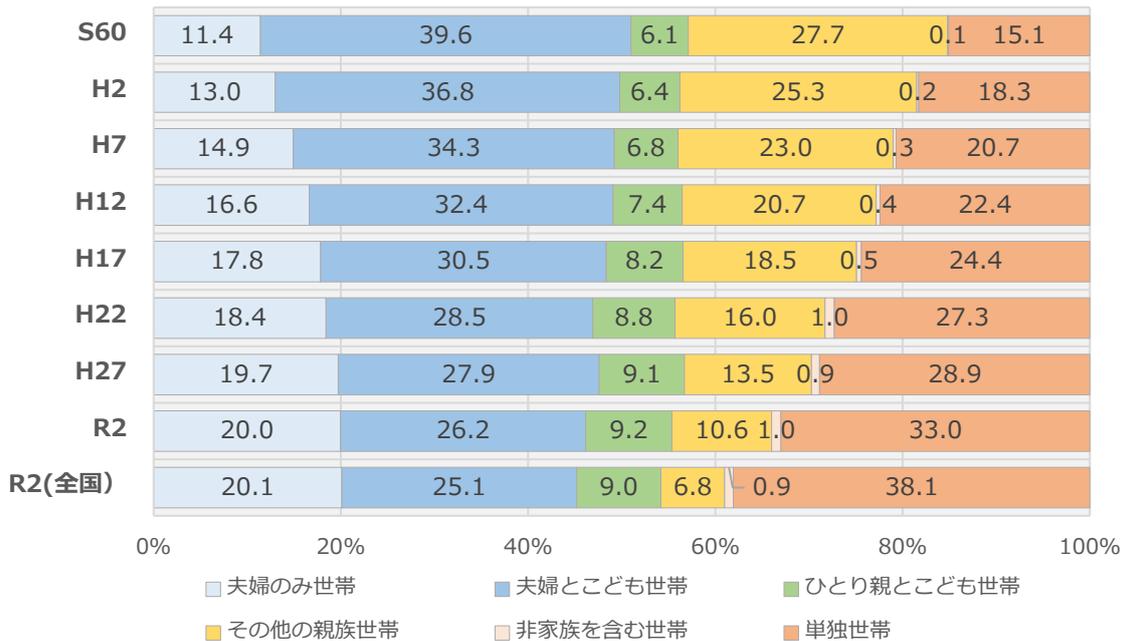
（図14）

世帯数が増加した要因は、「単独世帯」、「夫婦のみ世帯」、「ひとり親と子ども世帯」の増加であり、令和2（2020）年にはその占める割合が62.2%まで増加しています。（図15）



資料：総務省「国勢調査」

図14 栃木県の世帯数と1世帯当たりの人員の推移



資料：総務省「国勢調査」（世帯の家族類型「不詳」の世帯数を除いて集計）

図15 栃木県の一般世帯の家族類型別割合の推移

2 子育ての意識

本県の子育て中の保護者のうち、未就学児の保護者は他の年齢のこどもの保護者に比べて「身体的・健康的な負担が大きい」、「自分がちゃんと『親』になれるか不安である」、「仕事と子育ての両立が難しい」、「交友関係が狭まった」など負担や不安を感じる傾向が強くなっています。

一方、小学生以上の保護者は未就学児の保護者と比較すると、負担や不安を感じる人が少なく、「子育てを通じて社会的な信用を得られた」、「友人が増えた」など、子育てが自身の生活にプラスになったと感じる人が多くなっています。（表4）

(%)

子育てをする中で感じること	未就学児の保護者	小学生の保護者	中学生の保護者	高校生以上の保護者
子育てを通じて、社会的な信用を得られた	29.9	37.7	36.9	45.9
子育てを通じて、友人が増えた	42.2	61.1	61.2	50.9
身体的・健康的な負担が大きい	56.3	37.2	34.4	35.7
自分が望むような生活を送ることができなくなった	39.2	28.3	23.7	22.7
こどもがきちんと成長するか不安である	65.6	57.1	54.6	48.2
自分がきちんと「親」になれるかが不安である	51.2	40.2	35.6	24.5
こどもに縛られていると感じている	38.0	26.8	18.7	19.0
仕事と子育ての両立が難しい	64.2	53.1	41.6	40.7
家庭の生活と子育ての両立が難しい	48.1	37.0	28.4	31.0
交友関係が狭まった	42.8	25.9	24.7	18.0

※黄色部分は、「非常によく当てはまる」「やや当てはまる」と答えた割合の合計が最も多かった保護者の区分

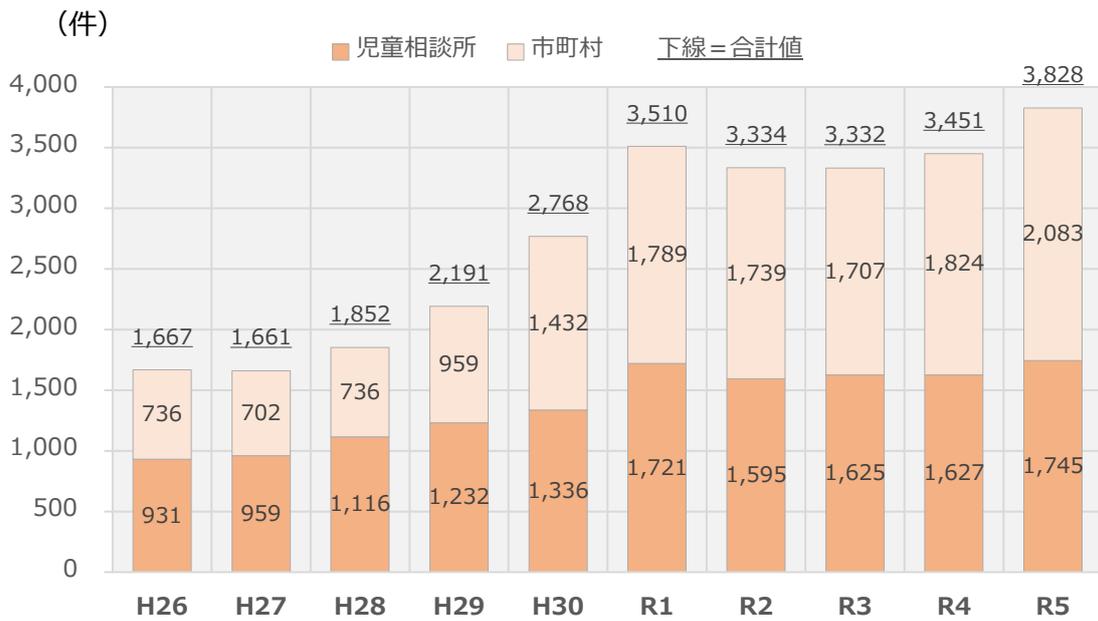
資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
表4 栃木県の保護者の子育ての意識

3 児童虐待

県内の児童虐待の状況を見ると、児童相談所や各市町で相談を受けて対応した件数は令和元（2019）年度に大幅に増加し、令和5（2023）年度には3,828件で過去最多となりました。（図16）

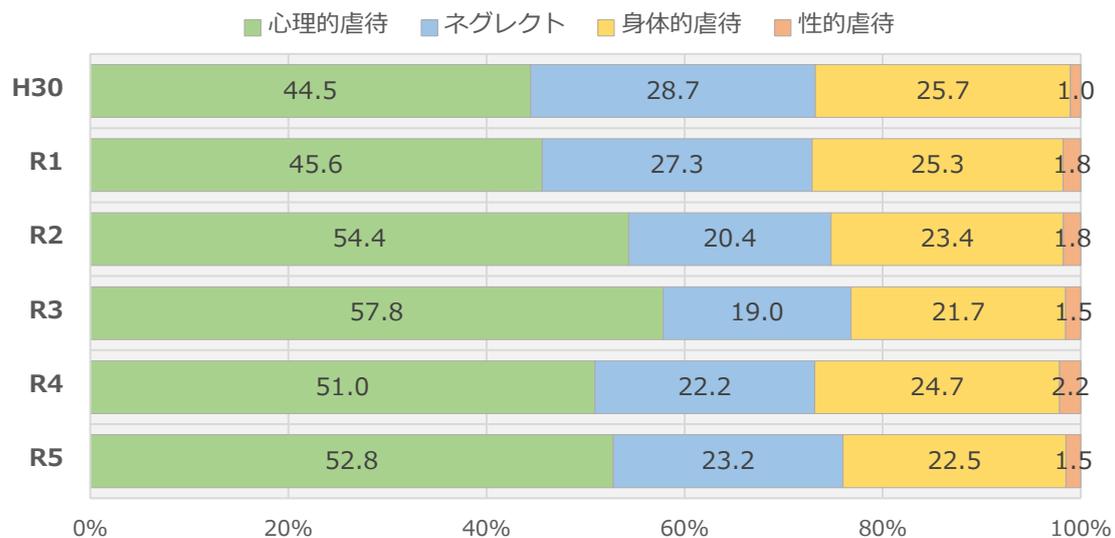
児童虐待の通報、相談が増加した主な要因は、児童虐待に対する県民意識の高まりとともに、こどもの前でのDVの増加や、家庭や地域のこどもを育てる力の低下も影響していると考えられます。

また、令和5（2023）年度の県内の児童相談所における虐待相談の内容は、心理的虐待の相談割合が、52.8%と最も多く、次いでネグレクト、身体的虐待の順となっています。（図17）



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図16 栃木県の児童虐待相談対応件数の推移



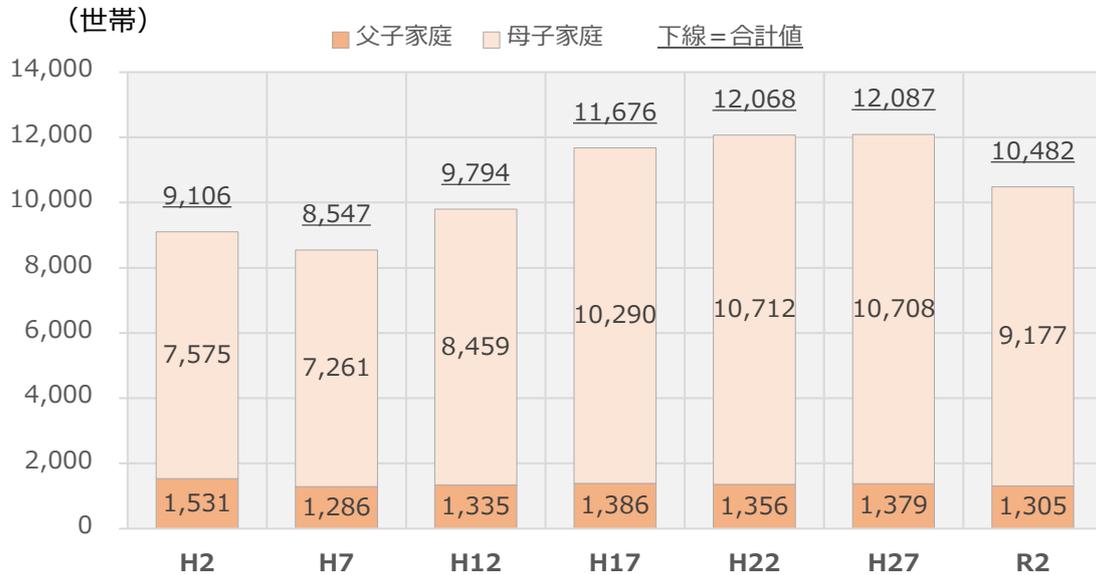
資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図17 栃木県の児童相談所における児童虐待相談内容

4 ひとり親家庭

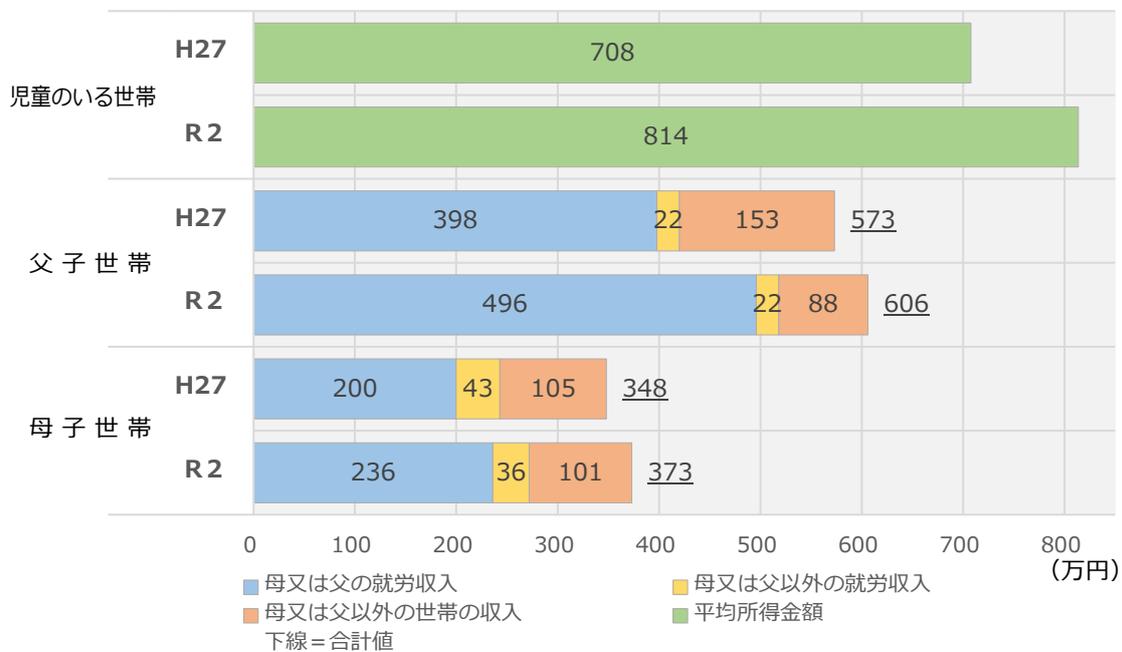
本県のひとり親家庭数は、令和2（2020）年度には、10,482世帯となっており、平成27（2015）年度より減少しました。（図18）

また、令和2（2020）年のひとり親世帯の平均年間収入は、父子世帯で606万円、母子世帯で373万円と、いずれも平成27（2015）年より増加しましたが、依然として児童のいる世帯全体の平均収入と大きな差があります。（図19）



資料：総務省「国勢調査」

図18 栃木県のひとり親世帯の推移



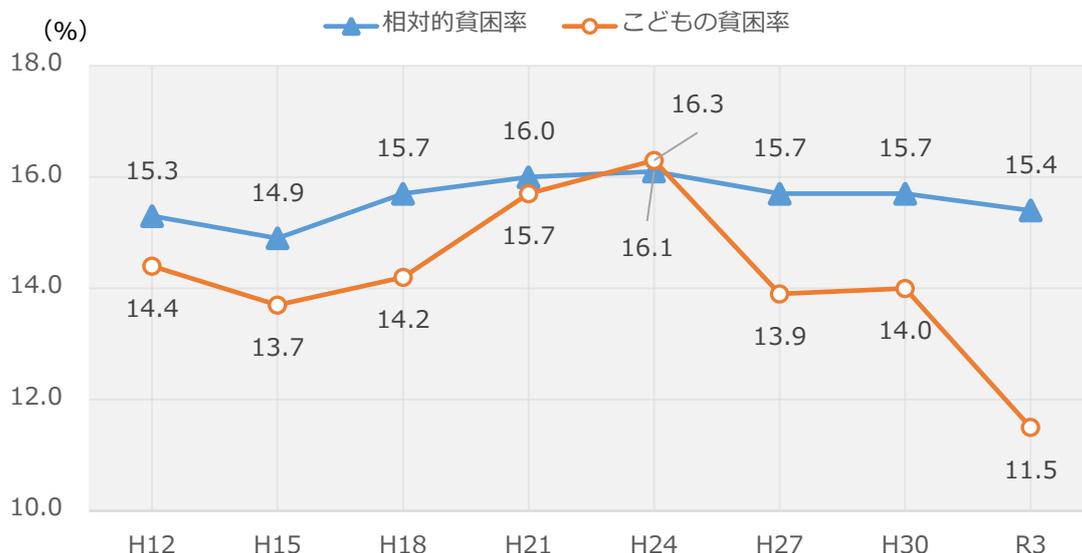
資料：労働省「国民生活基礎調査」、「全国ひとり親世帯等調査」

図19 ひとり親世帯の平均年間収入の変化

5 こどもの貧困

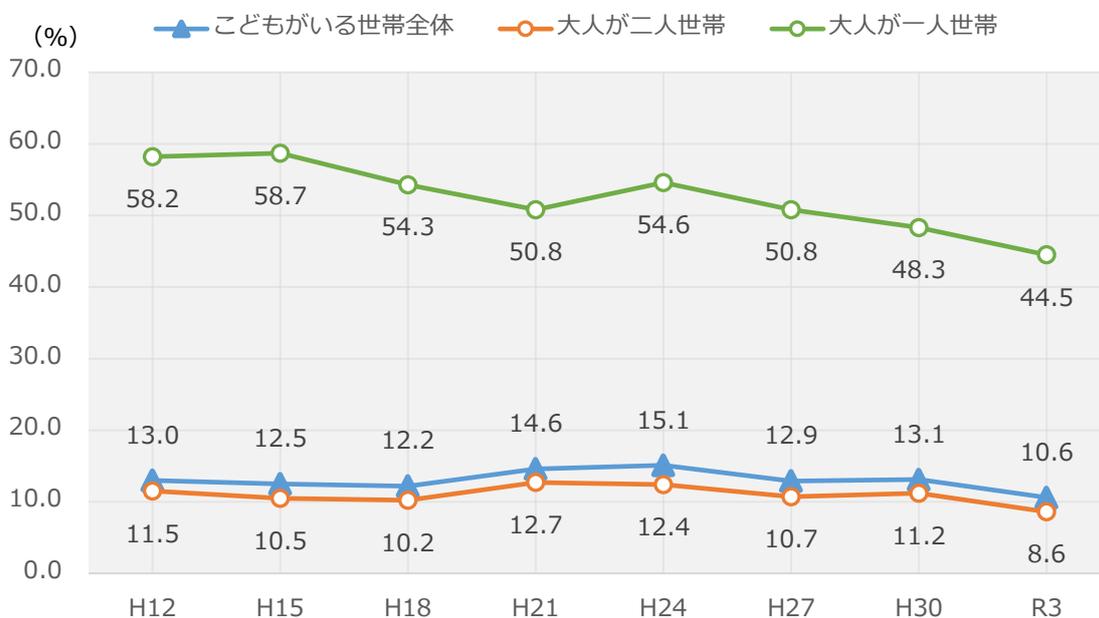
国民生活基礎調査によるこどもの貧困率*は、上昇傾向にありましたが、近年は低下傾向にあり、令和3（2021）年では11.5%となっています。（図20）

また、こどもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率*も全体的に改善傾向にありますが、「大人が一人世帯」の貧困率は、他と比較して高い傾向にあります。（図21）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図20 相対的貧困率の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図21 こどもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率の推移

* 相対的貧困率とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得（いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線といい、貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。こどもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下のこどもの割合をいいます。

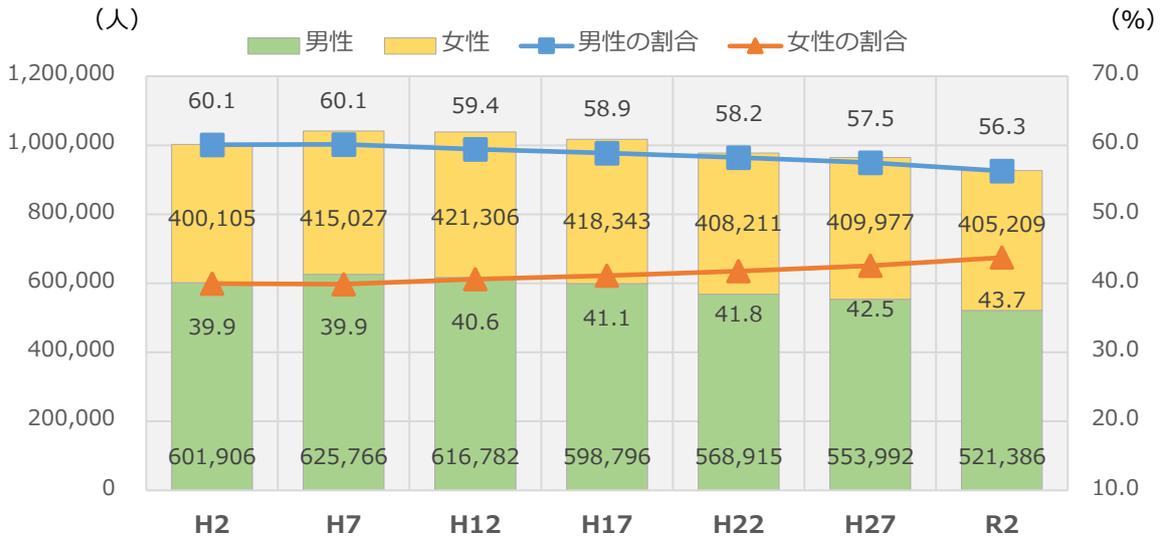
H30以降は、従来の可処分所得から更に自動車税等を差し引いた「新基準」により算定した数値です。

4 仕事と子育ての両立

1 女性の就業

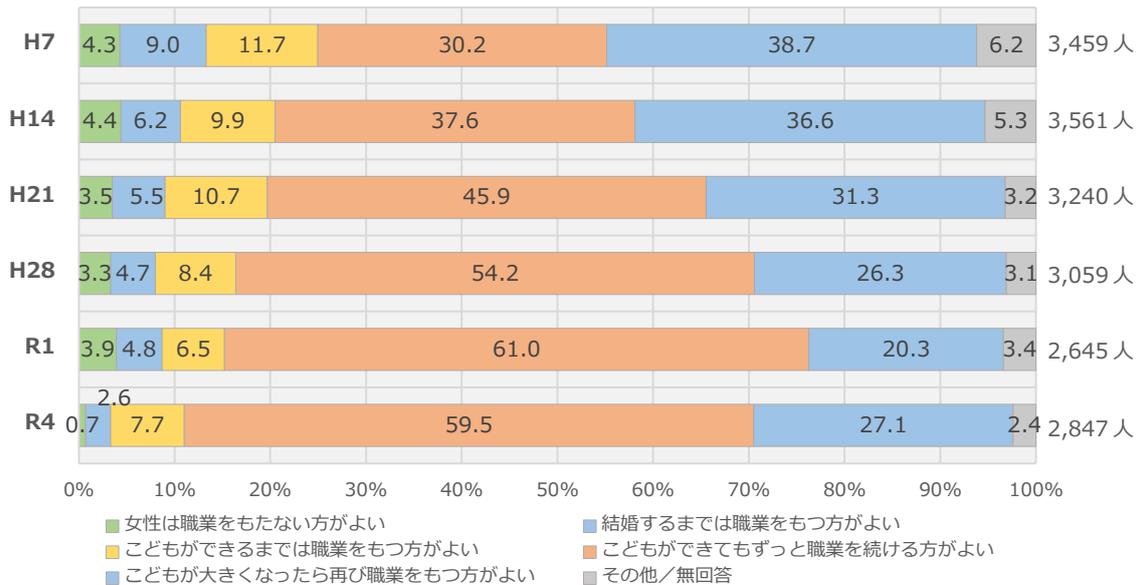
本県の就業者総数は、近年、減少傾向にありますが、就業者数に占める女性の割合は、年々増加しており、令和2(2020)年には43.7%となっています。(図22)

女性が職業を持つことについては、「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」と考える人は、令和4(2022)年の調査で59.5%と依然として最も多くなっています。(図23)



資料：総務省「国勢調査」

図22 栃木県の男女別就業者数の推移

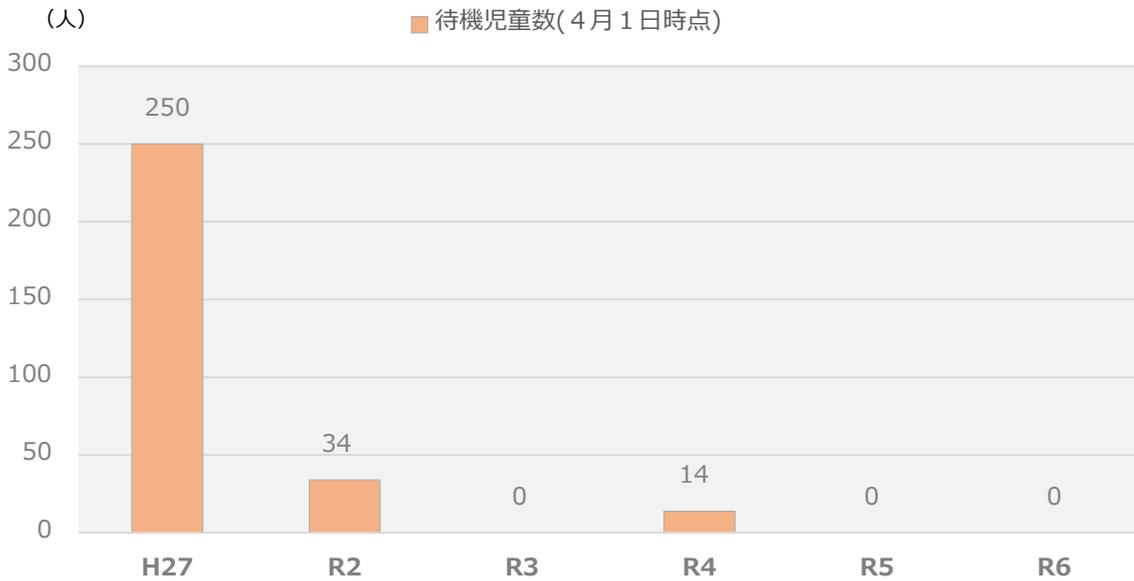


資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

図23 女性が職業を持つことについての意識調査結果

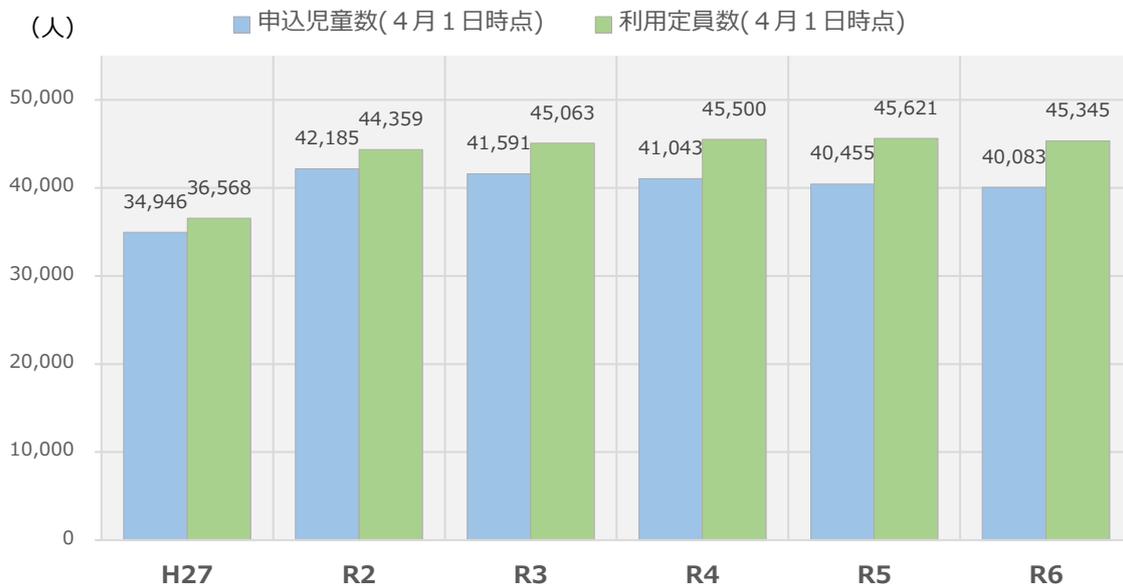
2 待機児童

長期的な保育の受け皿の拡大、保育人材の確保等の努力により、4月1日時点の待機児童は大幅に減少し、令和5（2023）年と令和6（2024）年は「0人」となっています。（図24）



資料：こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」
図24 栃木県の待機児童数の推移

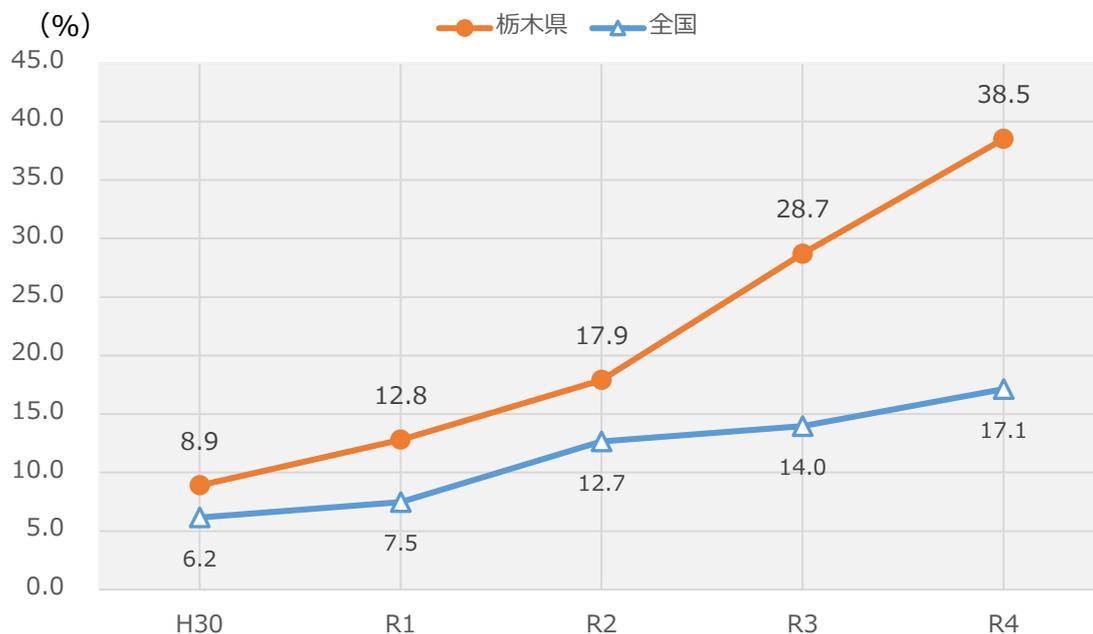
保育施設の整備も進み、現在利用定員数が申込数を上回っています。（図25）



資料：こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」
図25 栃木県の申込児童数と利用定員数の推移

3 男性の育児休業取得率

本県の男性の育児休業取得率については、制度の理解が進んだことや法改正の影響等から年々上昇を続けており、令和4（2022）年度は38.5%となっています。（図26）

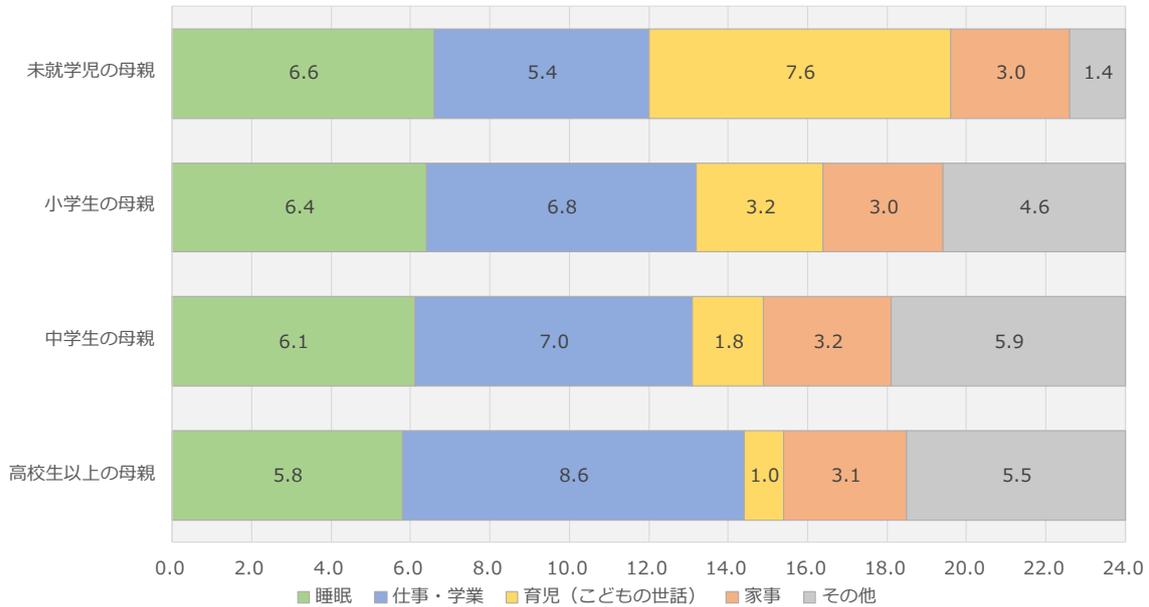


資料：栃木県産業労働観光部「労働環境等調査」
資料：厚生労働省「令和6年版厚生労働白書」

図26 男性の育児休業取得率の推移

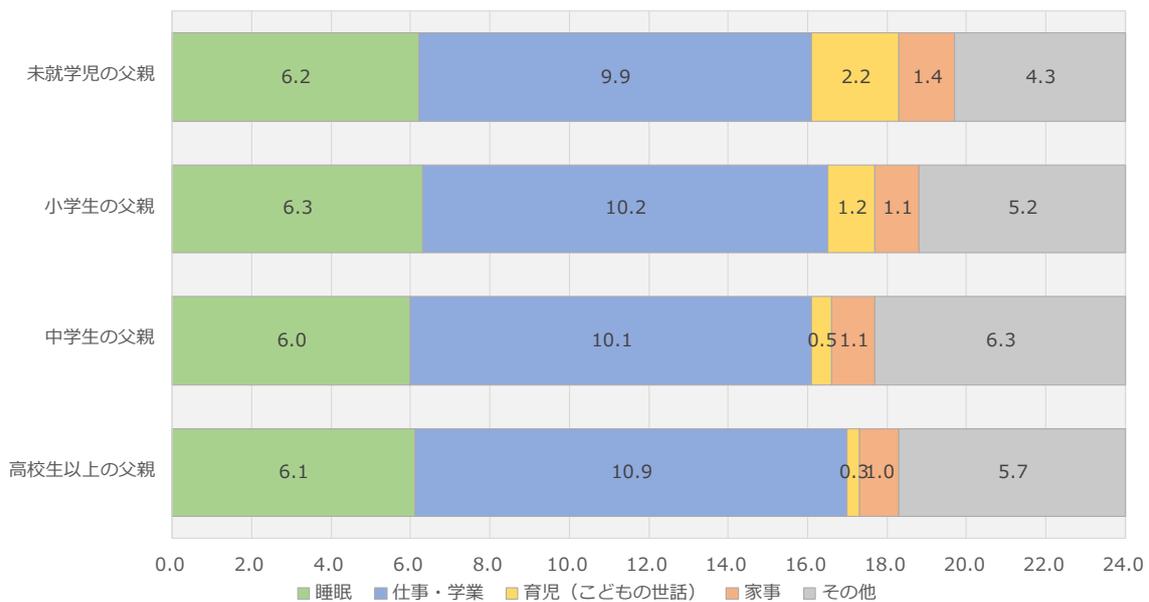
4 女性の育児負担と家庭内の協力体制

本県の母親の生活における時間の使い方は、未就学児の母親は育児に費やす時間が最も多く、小学生以上では仕事等に費やす時間が増えていく傾向にあります。(図27)



資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県子ども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
 図27 栃木県の母親の生活における時間の使い方

一方、父親の生活における時間の使い方は、こどもの年齢にかかわらず、仕事等に最も多く時間を費やしており、育児や家事に費やす時間は母親と比較すると少なくなっています。(図28)

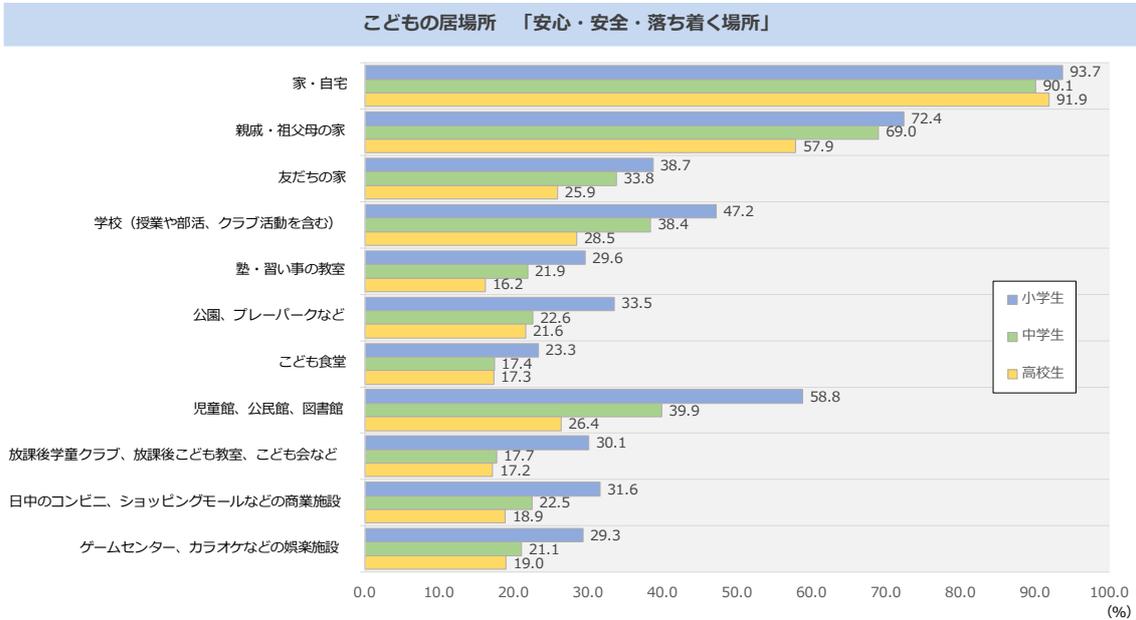


資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県子ども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
 図28 栃木県の父親の生活における時間の使い方

5 こどもたちの現状

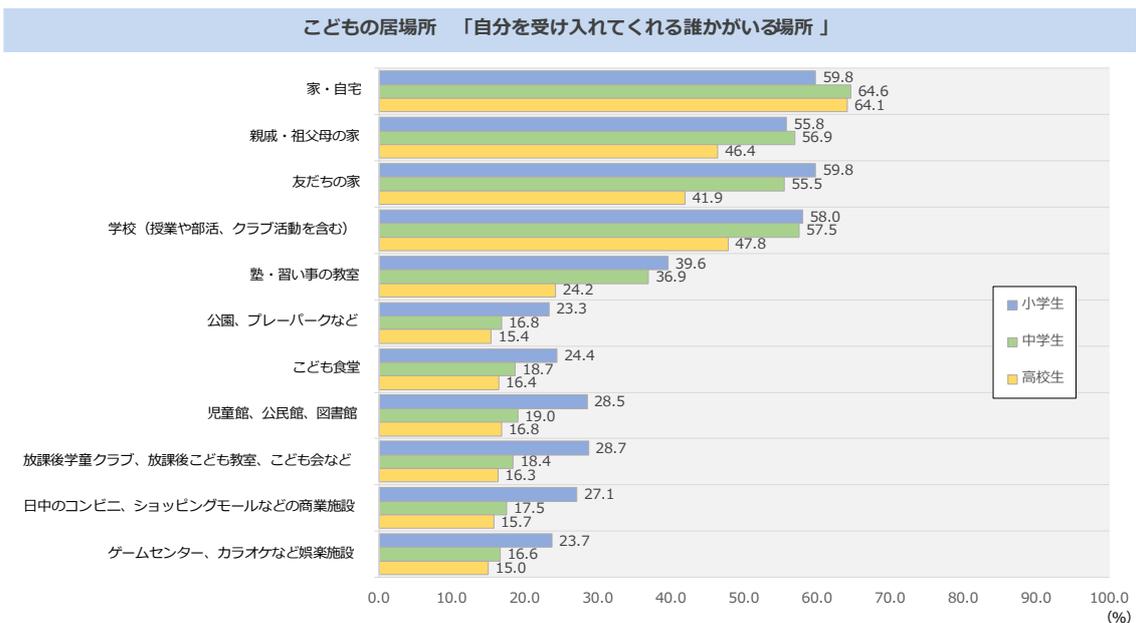
1 こどもの居場所

本県のこどもにとって、「安心・安全・落ち着く場所」は、いずれの年代でも「自宅」である人の割合が最も高く、このほか、小学生では「児童館、公民館、図書館」が58.8%、「放課後児童クラブなど」が30.1%となっています。（図 29）



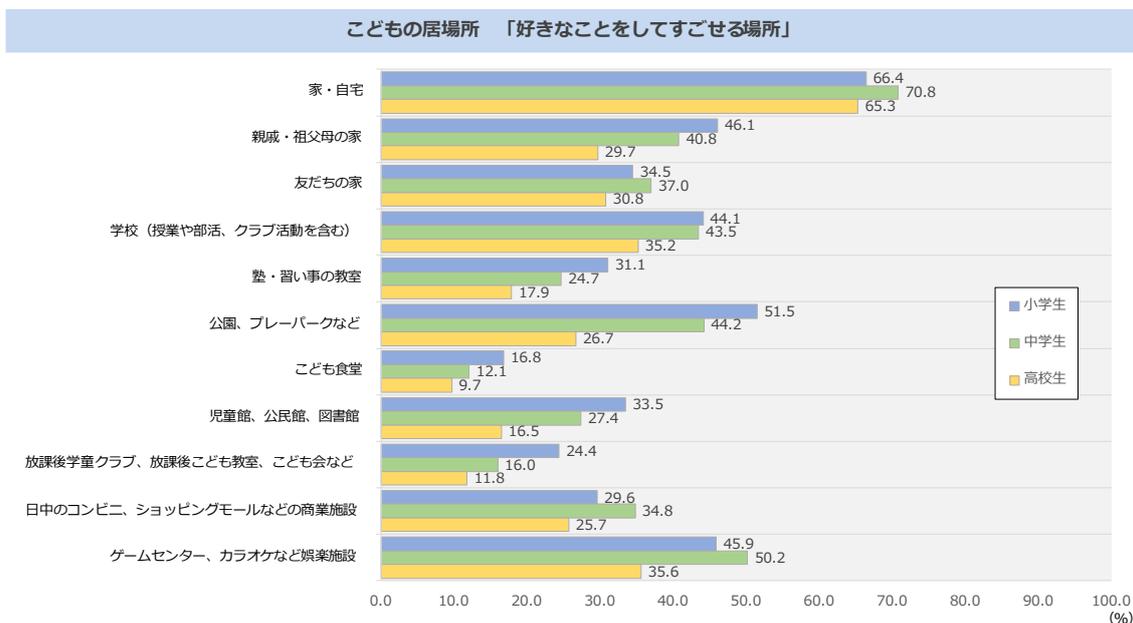
資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
図 29 栃木県のこどもの居場所「安心・安全・落ち着く場所」

「自分を受け入れてくれる誰かがいる場所」は、いずれの年代でも「自宅」である人の割合が高くなっています。また、小中学生では「友だちの家」や「学校」が50%以上である一方、高校生では40%台となっています。（図 30）



資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
図 30 栃木県のこどもの居場所「自分を受け入れてくれる誰かがいる場所」

「好きなことをしてすごせる場所」は、「自宅」、「親戚・祖父母の家」以外では、「学校」や「娯楽施設」である人の割合が高く、小中学生では「公園」である人の割合も高くなっています。（図31）

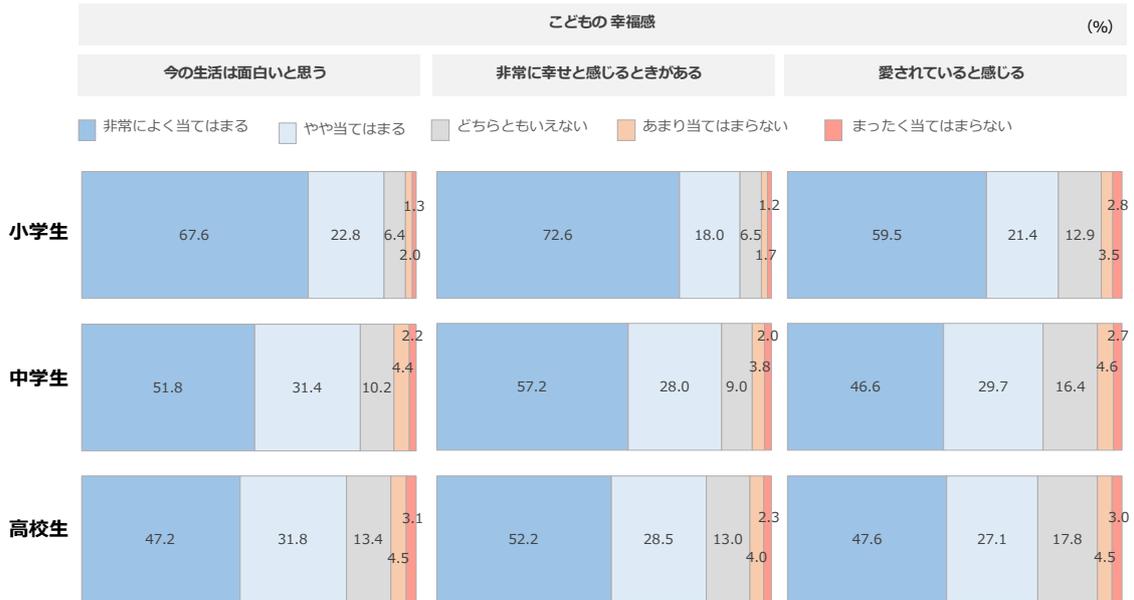


資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
 図31 栃木県のこどもの居場所「好きなことをしてすごせる場所」

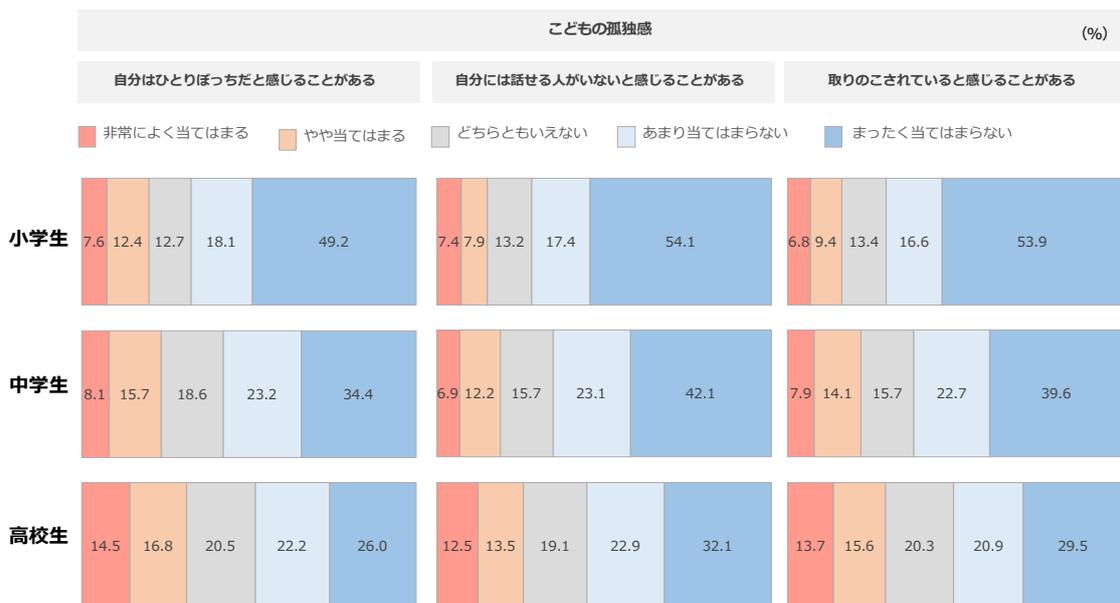
2 こどもの幸福感と孤独感

本県のこどものうち、「今の生活は面白いと思う」、「非常に幸せと感じる時がある」、「愛されている」と思う人の割合は全ての年齢で7割を超えています、年齢が上がるにつれてその割合は低下しています。（図32）

一方、「自分はひとりぼっちだと感じることもある」、「自分には話せる人がいないと感じることがある」、「取りのこされていると感じることがある」と思う人の割合は、全ての質問で相対的に低いものの、年齢が上がるにつれてその割合は上昇しています。（図33）



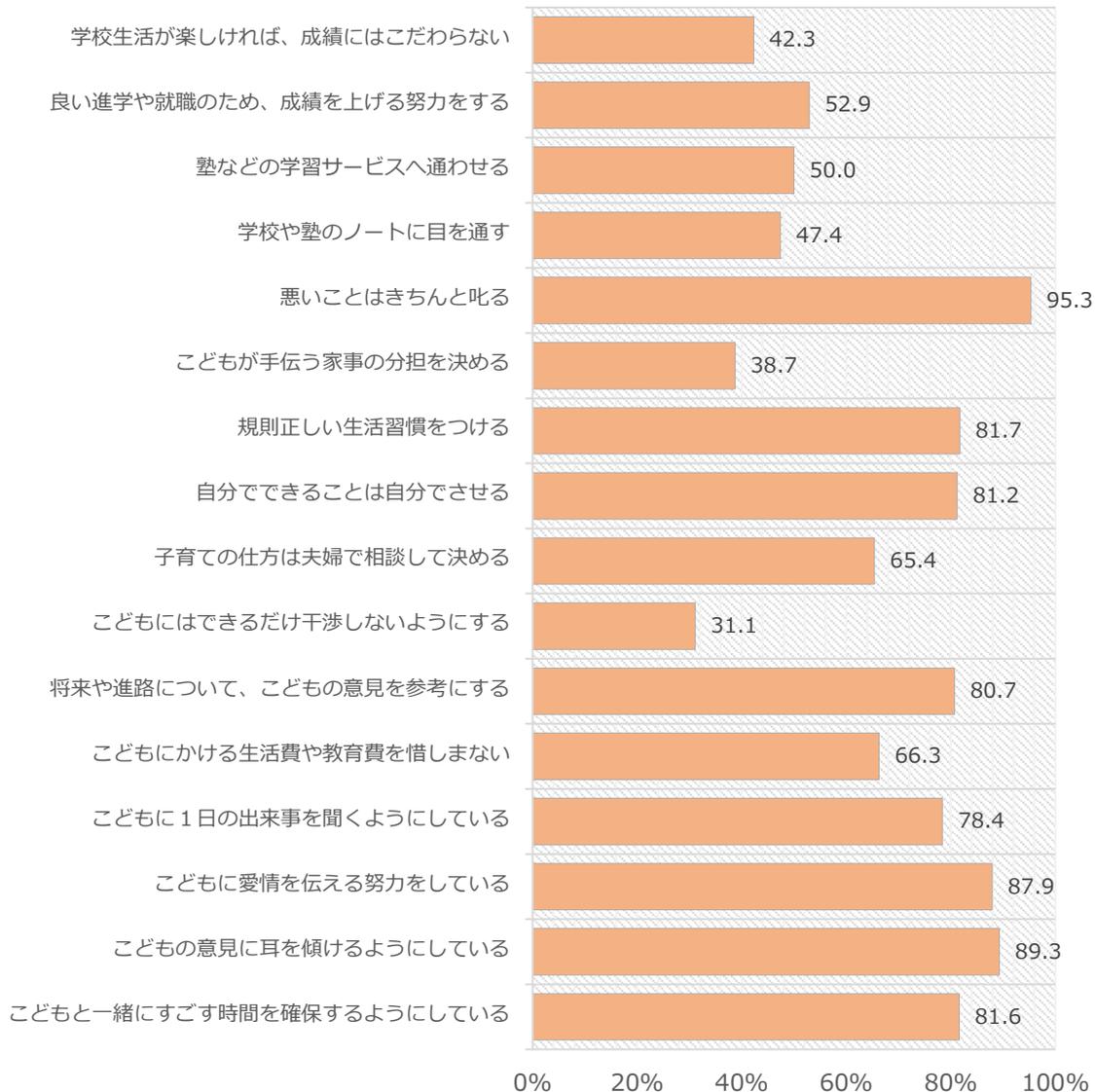
資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県子ども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
図32 栃木県のこどもの幸福感



資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県子ども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
図33 栃木県のこどもの孤独感

【コラム】：子育ての価値観

本県の保護者は、「悪いことはきちんと叱る」、「規則正しい生活習慣をつける」、「自分でできることは自分でさせる」と思う人の割合や「こどもの意見にも耳を傾けるようにしている」、「こどもに愛情を伝えるよう努力をしている」、「こどもと一緒に過ごす時間を確保するようにしている」と思う人の割合が高いことが分かりました。



資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」

図 栃木県の保護者の子育ての価値観

第3部

施策の方向性

- 1 施策の重点事項
- 2 施策の基本的方向
- 3 施策の体系



第3部 施策の方向性

1 施策の重点事項

以下を「施策の重点事項」とし、結婚、妊娠・出産、子育てといった、ライフステージごとの切れ目ない支援を積極的に行います。

- ◆「若者の結婚の希望をかなえとちぎ」を目指し、結婚を望む若者を応援する気運の醸成や結婚支援の充実を図ります。
- ◆「理想のとも働き・とも育てを実現するとちぎ」を目指し、男女が共に仕事と家庭を両立しやすい職場や家庭の環境づくりを促進します。
- ◆「こども・子育て世帯にやさしいとちぎ」を目指し、子育て世帯が抱えやすい経済的・心理的負担の軽減等に取り組みます。

2 施策の基本的方向

基本目標を実現するため、施策の重点事項も踏まえながら、次の8つの施策の基本的方向に基づき取り組みます。

- I こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備
- II 若者の将来の希望を叶える取組
- III 困難を抱えるこども・若者への支援
- IV 喜びのある子育てにつながる支援
- V 困難を抱える家庭への支援
- VI 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成
- VII 安全・安心な生活環境の整備
- VIII 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進

③ 施策の体系

こども・若者

I こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備

- 1 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策
- 2 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進
- 3 学校等における教育環境の整備
- 4 こども・若者の人格等の尊重と権利保障
- 5 こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

II 若者の将来の希望を叶える取組

- 1 就職、結婚等ライフイベントにおける自己選択・自己決定の支援

III 困難を抱えるこども・若者への支援

- 1 困難を抱えるこども・若者の支援
- 2 障害児施策の充実
- 3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
- 4 児童虐待防止対策の充実
- 5 社会的養育体制の充実

子育て当事者・家庭

IV 喜びのある子育てにつながる支援

- 1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実
- 2 ニーズに応じた教育・保育の提供と質の向上

V 困難を抱える家庭への支援

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難を抱える保護者に対する就労の支援、経済的支援

地域社会

VI 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成

1 社会全体の気運の醸成

VII 安全・安心な生活環境の整備

1 こどもの安全対策の推進

2 子育て等を支援する生活環境の整備

VIII 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進

1 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援

2 仕事と家庭の両立を支える環境整備

第4部

施策の展開

- I こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備
- II 若者の将来の希望を叶える取組
- III 困難を抱えるこども・若者への支援
- IV 喜びのある子育てにつながる支援
- V 困難を抱える家庭への支援
- VI 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成
- VII 安全・安心な生活環境の整備
- VIII 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進



第4部 施策の展開

I こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備

取組の方向

- 1 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策
- 2 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進
- 3 学校等における教育環境の整備
- 4 こども・若者の人格等の尊重と権利保障
- 5 こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

主な取組

- 1 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策
 - (1) 乳幼児の健やかな成長・発達の支援
 - ・ 全ての新生児を対象とした新生児聴覚検査による聴覚障害の早期発見・早期療育に向けた体制の充実・強化を図ります。
 - ・ 新生児に対し先天性代謝異常等検査を実施し、放置すれば心身に障害等を引き起こす先天性の疾患等の早期発見・早期治療に努めます。
 - ・ 市町が実施するこども医療費への助成を支援します。
 - ・ 未熟児への養育医療、障害のあるこども等への育成医療、結核や小児慢性特定疾病にかかっているこども等への療育や医療費の給付を実施するほか、慢性疾病児童地域支援協議会を開催し、小児慢性特定疾病児童等に対する支援を充実します。
 - ・ 市町や関係機関と連携し、発達障害や継続的な治療が必要な疾病等を有するこどもの早期発見と、切れ目のない支援に努めます。
 - ・ 市町のほか、幼稚園・保育所等や、医療機関などの関係機関と連携しながら、望ましい生活習慣や健康づくりとともに、乳幼児突然死症候群等の予防、こどもの事故防止などの普及啓発を行います。
 - ・ とちまる救急安心電話相談事業（#8000）の更なる普及啓発を行います。
 - ・ 乳幼児健康診査や療育相談体制に関する市町間の格差を解消するため、事業の定期的な評価を実施し、市町への情報提供を行います。
 - ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、学校のほか、市町や関係団体、関係機関等と連携しながら、地域の実情や課題に応じた健康づくり及び生活習慣病やむし歯予防について普及啓発に取り組み、こどもの頃から適切な生活習慣の定着を図ります。

- (2) 学齢期・思春期の心身の健康を維持するための体制整備
- ・ 児童生徒自らが心身の健康に関心を持ち、よりよい将来を送るため、健康の保持・増進に取り組めるよう、医療・保健・教育等多分野協働による健康教育や健康情報の提供等を行います。
 - ・ 教育機関と調整を図りながら、地域の関係機関・NPO・民間団体等の協力を得て、思春期のこどもや保護者を支援するための体制を整備します。
 - ・ 県広域健康福祉センターの「子どもの心の相談窓口」において、保護者や学校関係者等に具体的な対応方法の相談支援を行います。
 - ・ こどもの心の問題に対応する医師・保健師・教育関係者等の資質向上のため、研修会や連絡会議等を開催します。
- (3) 若者の健康づくりと相談体制の充実
- ・ 全ての男女が心身の健康や性に関する正しい知識を得ながら、成長していく過程で必要なサポートを受けられるよう、性と健康に関する教育や普及啓発、性感染症等への相談支援を行います。
 - ・ 全ての若者が将来の妊娠を考えながら健康管理（プレコンセプションケア）に取り組めるよう、大学生や社会人等の若者に対する支援体制の充実を図ります。
 - ・ 不妊等で悩む人のため、「不妊・不育専門相談センター」における相談体制の充実を図ります。

2 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進

- (1) 地域における体験活動の充実
- ・ こどもたちが身近な地域で主体的に様々な体験活動に参加できるよう、県民に対し意識の啓発を行うとともに、情報提供内容の一層の充実を図ります。
 - ・ こどもたちが体験しながら科学的な知識を学習し、創造性や科学への関心を持つことができるよう、「栃木県子ども総合科学館」の展示機能や普及教育活動の充実を図ります。
 - ・ 県立美術館や県立博物館において、企画展や美術館館外展、地域移動博物館、出前講座等を実施し、こどもたちがとちぎの文化や自然、芸術作品に触れる機会を提供するとともに、ワークショップ等の参加体験型の事業を充実させます。また、県総合文化センターにおいては、学校訪問演奏会等の事業により、こどもたちが音楽を鑑賞・体験する機会を提供します。
 - ・ 団体での体験活動等を通してこどもたちの豊かな心や社会性等を育むため、青少年教育施設が提供する体験活動の充実とともに、多様な団体活動の支援を行います。
 - ・ 命の尊さを学ぶことができるよう、県動物愛護指導センターにおいて、動物ふれあい教室を実施します。
 - ・ 次代を担うこどもたちへの環境学習の充実を図るため、デジタル環境学習教材を活用した学校等訪問講座を実施します。
 - ・ 地域社会においてこどもたちが主体的に環境学習や環境保全活動に取り組むことができるよう、「こどもエコクラブ」への支援を行います。
 - ・ こどもたちが緑を大切に育て、郷土の豊かな緑を次世代に引き継いでいくため、緑の少年団の育成を促進します。
 - ・ 自然とふれあいながら自然の大切さについて理解を深め、健全な心身を養えるよう、自然公園等における自然とのふれあいの場の整備や活動を推進します。

また、河川においては、生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川景観を保全・創出し、子どもや家族が自然とふれあうことのできる良好な水辺空間の形成を図ります。

- 安全で緑豊かな環境の下で、自然を体感できるレクリエーション活動や健康活動、文化活動等が行えるよう、県営都市公園の環境を整備します。
 - 本県の多彩な「食」と「農」を生きた教材として活用し、食と農のつながり等に対する理解促進や、関心を高めるため、幼稚園、保育所等における農業体験学習を促進します。
 - こどもの運動習慣の定着を図るため、地域における運動やスポーツを楽しく実践できる環境づくりを促進します。
- (2) こども・若者の居場所の確保・充実
- こどもたちが健やかに成長し、心身ともに幸せな状態で生活していくため、こどもたちの置かれた状況などに応じた様々な居場所づくりに努めます。
 - 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に放課後等の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについて、小学校の余裕教室などを活用した受け皿整備を着実に進めるとともに、放課後児童クラブ運営指針等を踏まえ、放課後児童支援員の資質の向上や遊び・生活の場としての機能の充実を図ります。
 - こどもたちが自由に利用・交流できる場である児童館について、適切な運営体制の確保や職員の資質向上を図ります。
 - 多世代が集まる地域とのつながりの場としてのこども食堂の活動を支援するため、「栃木県こども（地域）食堂サポートセンター」を運営します。
 - 青少年の健全な育成を図るため、「とちぎ青少年センター」における青少年の交流及び社会参加を支援します。
- (3) 食育の推進
- 児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供するとともに、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することを通して学校における食育を推進します。
 - 県民一人ひとりが生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育めるよう、市町、食育関係団体と連携し、食育に関する研修会や講座等を行うとともに、ボランティア団体の活動に対する支援を通して、こどもの頃から食や食文化を大切に作る心の育成と、望ましい食習慣の定着を図ります。
 - 農作物の栽培や動物とのふれあいを通して、食と農に対する理解を促進し、更にはこどもたちの生きる力の醸成等を促進します。
- (4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進
- 栃木県青少年健全育成条例に基づき、地域社会や関係機関・団体が一体となって、健全育成を阻害するおそれのある違法・有害環境の浄化等、青少年の育成のための良好な社会環境づくりを推進します。
 - インターネット上の有害情報から青少年を守るため、「インターネット・ホットラインセンター」などの関係機関・団体等と連携し、インターネット関連事業者等に対して違法・有害情報の削除要請を推進します。
 - インターネットに起因するこどもの犯罪被害を防止するため、学校などの団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進等の取組を推進します。

- ・ 児童買春・児童ポルノ法等による取締りを推進するとともに、福祉犯の被害を受けた少年の保護に努めます。
- ・ 学校や保護者との連携を図るほか、地域の関係機関・団体等の協力を得ながら、喫煙や飲酒、大麻・覚醒剤等の薬物乱用を防止するための教育の充実を図ります。
- ・ 少年警察ボランティア等と連携した非行防止活動に取り組むとともに、少年の再非行を防止し、立ち直りを支援する活動を推進します。
- ・ 少年相談員による電話相談窓口を設置して、悩みを抱える少年を支援します。

3 学校等における教育環境の整備

(1) 学校や家庭、地域における「心の教育」の充実

- ・ 学校における道徳教育を一層充実させるとともに、豊かな心を育む読書活動を推進します。
- ・ いきいきとした栃木のこどもたちを育成するため、「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動を展開し、大人からこどもへの積極的な働きかけやこどもと大人の豊かな人間関係づくりを促進します。

(2) 児童・生徒指導、教育相談体制の充実

- ・ 児童・生徒指導上の課題解決や未然防止等に向け、各教育事務所に設置した「いじめ・不登校等対策チーム」による学校訪問や電話相談などにより、学校、児童生徒や保護者への指導・支援を行います。
- ・ 発達障害、貧困、児童虐待、ヤングケアラーの問題等、様々な課題を抱えた児童生徒の置かれた環境改善を図るため、中学校区（中核市を除く。）及び高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置します。
- ・ 各学校における教育相談・支援体制の充実を図るため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等にスクールカウンセラーを配置します。
- ・ 学校生活全体において、教職員による体罰や不適切な言動等がいかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意し、体罰や不適切な指導の根絶を目指します。
- ・ いじめや不登校等の学校生活等の悩みに対応する「ホットほっと電話相談（いじめ相談さわやかテレホン・メール相談）」等の相談事業の充実を図ります。

(3) 個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進

- ・ 小・中学生に対するきめ細かな指導、指導困難な状況が見られる小・中学校への支援のため、本県独自の少人数学級を実施します。
- ・ 学校運営協議会制度を活用するなど、学校、家庭、地域社会が連携・協働して、よりよい教育の実現を目指します。
- ・ 高度情報化やグローバル化等、社会の変化に主体的に対応できる資質・能力を育成するため、プログラミング教育や外国語教育等の充実を努めます。
- ・ 児童生徒が快適な環境のもとで学ぶことができるよう、県立学校の計画的な整備・改修を進めるとともに、市町立学校の施設整備を促進します。
- ・ 私立学校における特色ある教育の充実や教育環境の向上のための事業を支援します。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等における教育の充実と相互の円滑な連携がより一層図れるよう、幼小連携推進会議を開催するとともに、市町における幼小のカリキュラム接続に関する取組を支援します。

4 こども・若者の人格等の尊重と権利保障

- こどもが自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるよう、人格形成の基礎が培われる時期から人権を尊重する心と態度を育てる教育を行います。
- こども・若者が性別にかかわらず様々な可能性を広げていくことができるよう、多様な性の尊重や男女平等を推進するための啓発等を行います。
- こどもの健やかな成長や発達のため、こどもの最善の利益を尊重すること等を明記した「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」の理念が実現されるよう、こどもの権利の擁護や児童虐待等の防止に関する各種啓発や研修を行います。
- 児童相談所や施設の職員等、こどもの支援に関わる人たちのこどもの権利擁護に関する取組を促進するとともに、こども一人ひとりの年齢・発達の状況等に応じた意見や意向の適切な把握に努めます。

5 こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

- 意見表明に対するこども・若者の意向等にも配慮し、様々な手法を組み合わせ、こども・若者の意見表明の機会確保に努めます。
- こども・若者からのこども施策への意見の反映状況や県の考え方をフィードバックすることで、こども・若者の社会参画への意識の醸成を促します。

目標指標

全出生数中の低出生体重児
(2,500g未満)の割合(%)

基準値
(2023年)

10.3



目標値
(2029年)

減少を目指す

乳児健診未受診率(%)

3~5か月の乳児健診対象者のうち、
未受診である者の割合

基準値
(2023年度)

1.7



目標値
(2029年度)

1.5

「自分が社会の一員である」と
思うこどもの割合(%)

基準値
(2024年度)

39.5



目標値
(2029年度)

上昇を目指す

Ⅱ 若者の将来の希望を叶える取組

取組の方向

- 1 就職、結婚等ライフイベントにおける自己選択・自己決定の支援

主な取組

- 1 就職、結婚等ライフイベントにおける自己選択・自己決定の支援
 - (1) 若年者の多様な職業選択・安定就労の支援
 - ・ 職業観・勤労観を育むことができる職場体験活動や就業体験の機会や進路ガイダンスの充実を図り、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択できる能力を育成します。
 - ・ 県立産業技術専門校をはじめとする公共職業能力開発施設等において、多様な職業訓練を実施します。
 - ・ とちぎジョブモールにおいて、就職相談や就職に役立つセミナーの開催、就業体験等を実施し、若者の就職活動を支援します。
 - ・ 働く上での基本的なルール等を習得するための講座を開催し、労働者としての権利や義務についての理解促進を図ります。
 - ・ 性別に関わらず、自らがキャリアを主体的に選択できるよう、大学生等に対するキャリア形成支援を行うとともに、女子中高校生の理工系分野への進路選択促進を図ります。
 - ・ 若者世代の経済的負担を軽減するため、奨学金返還を支援します。
 - (2) 結婚について知り・考える機会の提供
 - ・ 結婚は本人の自由な意思決定に基づくものであって、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提としています。その上で、学校、市町、企業と連携し、学生や新社会人等の若者に対して、結婚年齢に関するデータなど、将来の選択に関する知識を伝えるとともに、自らのライフデザインについて考える機会を、積極的に提供します。
 - (3) 出会いの機会の創出
 - ・ とちぎ未来クラブでとちぎ結婚支援センターを運営し、マッチングシステムと結婚相談員によるパートナー探しを支援するとともに、サービス内容の充実と会員の利便性向上に努めます。
 - ・ 市町、地域や企業の結婚サポーターが行う出会いイベントの開催を支援し、多様な出会いの機会の創出につなげます。
 - (4) 結婚を応援する気運の醸成
 - ・ 結婚サポーターの登録促進や、従業員等の結婚支援を行う結婚応援企業の増加等に取り組み、社会全体で結婚を希望する人を応援する気運の醸成を図ります。
 - (5) 妊娠・出産、子育てに関する理解の促進
 - ・ 学校等と連携し、性成熟期にある若者への妊娠・出産、子育て等に関する正しい知識の普及啓発や、心身の健康づくりを支援します。
 - ・ 発達の段階を踏まえ、家庭科などの授業や「とちぎの高校生『じぶん未来学』」プログラム等を通して、将来のライフプラン、家族の意義や役割・子育てについての理解を深める教育を行います。

目標指標

婚姻率（人口千人対）

人口 1,000 人当たりの婚姻組数

基準値
(2023 年)

3.6



目標値
(2029 年)

上昇を目指す

とちぎ結婚支援センターの 会員同士の成婚数 [累計] (組)

とちぎ結婚支援センター会員同士の
年末時点累計成婚組数

基準値
(2023 年)

251



目標値
(2029 年)

550

Ⅲ

困難を抱えるこども・若者への支援

取組の方向

- 1 困難を抱えるこども・若者の支援
- 2 障害児施策の充実
- 3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
- 4 児童虐待防止対策の充実
- 5 社会的養育体制の充実

主な取組

- 1 困難を抱えるこども・若者の支援
 - (1) 困難を有するこども・若者、ひきこもり対策の実施
 - ・ ひきこもりやニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、ワンストップで対応できる総合的な相談窓口である「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター」における伴走型支援の充実を図ります。
 - ・ 教育、福祉、医療、雇用等の関係機関との連携強化を図るため栃木県子ども若者支援地域協議会を運営し、情報共有や連絡調整を行います。
 - ・ 不登校のこどもへの支援に際しては、教育、福祉等の関係機関と連携し、情報を共有しながら、ICTの活用など個々の状況に応じた支援の充実を図ります。
 - (2) ヤングケアラー支援の推進
 - ・ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者であるヤングケアラーについて、その状況を把握し、市町と連携して相談・支援を行います。
 - ・ 「栃木県ケアラー支援推進計画」のもと、ケアラー支援の重要性等に関する普及啓発等の促進、相談・支援体制の充実、関係機関等の連携を強化するとともに、人材の育成及び確保に取り組みます。
- 2 障害児施策の充実
 - (1) 在宅障害児に対する支援
 - ・ 障害のあるこども、発達に特性があるこどもがその状態に応じた幼児期の学校教育や保育を受けることができるよう、保育所等のバリアフリーのための改修や障害児保育を担当する保育士への研修開催等、保育所や認定こども園の受入れ体制の整備を促進します。
 - ・ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
 - ・ 障害児及びその家族に対し、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、相談支援や障害児通所支援事業の地域支援体制の充実を図ります。
 - ・ 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体

制の構築を図ります。

- ・ 障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへの円滑な支援の移行が図られるよう、地域支援の体制づくりを進めます。
 - ・ 医療、保健、福祉、教育との連携により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。
 - ・ 医療的ケアを必要とする障害児やその家族が、地域で健やかに安心して暮らせるよう、地域における保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場の設置・検討や支援従事者への研修、短期入所事業所の整備等、受入れ体制の整備を促進します。
 - ・ 発達障害児に対して、市町や健康福祉センター、医療機関、教育関係機関と連携し、障害の早期発見や適切な療育機関へつなぐなど、総合的な支援を実施します。
 - ・ 障害のある児童が安心して放課後等を過ごせるよう、放課後児童クラブにおいて専門知識等を有する職員の配置を促進するとともに、放課後児童支援員等に対して研修を実施し、専門性の向上を図ります。
- (2) 学校における障害のある児童等に対する教育的支援
- ・ 特別支援学校や幼稚園、小・中・高等学校等の職員に対して、特別支援教育に関する研修等を実施し、専門性の向上を図ります。
 - ・ 職業科を設置した宇都宮青葉高等学園を中心に、特別支援学校における生徒の職業的な自立支援の強化を図ります。
 - ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学べるよう、ケア実施体制の強化を図ります。
 - ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに持てる力を発揮し、継続的な交流及び共同学習を図ることができる、組織的、計画的な実施の仕組みを構築します。
 - ・ 「個別の教育支援計画」を活用した支援情報の引継ぎを実施することにより、就学前から学校卒業後にわたる一貫した支援の取組を推進します。
 - ・ 発達障害の専門家を派遣するなど、市町教育委員会や学校の取組を支援します。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) 教育の支援

ア 地域に開かれた、地域につながるプラットフォームとしての学校

- ・ 学校が児童相談所、福祉行政、医療機関などの関係機関との連携強化を図り、貧困家庭のこどもたち等を生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、中学校区（中核市を除く。）及び高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における相談・支援体制の充実を図ります。
- ・ 各学校における教育相談・支援体制を充実させるため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等にスクールカウンセラーを配置します。
- ・ 家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり等の取組を推進します。
- ・ 家庭環境等に左右されず、学校に通う全てのこどもの学力や体験活動の機会が保障されるよう、個に応じた指導の充実を図るなど、きめ細かな指導を

推進するとともに、こどもの貧困問題に関する理解を深めていくため、教員を対象とした研修等の実施促進に努めます。

イ 高等学校等における修学継続のための支援

- 各学校におけるキャリア教育の充実を図るとともに、学習等に課題を抱える生徒の学力向上や進路指導などの取組を推進し、高等学校中途退学の防止に努めます。
- 高等学校中途退学者に対し、機会を捉えて新たな就学のための情報を提供するとともに、関係機関等と連携した自立に向けた支援の充実を図ります。
- 高等学校中途退学者が、高等学校等に再び入学して学び直す場合、卒業するまで授業料（最長2年間）に係る支援として、高等学校等就学支援金相当額を支給します。

ウ 大学等進学に対する教育機会の提供

- 大学等へ安心して進学できるよう、進路に関する相談や指導を適切に行います。

エ 特に配慮を要するこどもへの支援

- 児童養護施設等のこどもに対する学習支援と、進学も含めた退所児童等のアフターケアを推進します。

オ 地域における学習支援等

- 様々な家庭状況により、学習の遅れがちな中学生等を対象に、地域住民の協力による学習支援を実施します。
- 地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるために、幅広い地域住民の参画を得て、学習や体験・交流などの様々な取組を実施する「地域学校協働活動」を推進します。

(2) 生活の安定に資するための支援

ア こどもの生活支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援事業を実施し、学校・家庭以外の居場所づくりを推進するとともに、生活習慣や育成環境の改善を図ります。

イ こどもの就労支援

- 就労希望者に対し、関係機関と連携して就職の相談に対応するとともに、進学希望者に対し、支援可能な事項についての情報提供を行います。
- 生活保護世帯のこどもが高等学校を卒業後等に安定した職業に就くことにより自立する際の新生活立ち上げ費用として、就職準備給付金を支給します。

ウ 児童養護施設退所者等に関する支援

- 児童養護施設等を退所するこどもに対し、相談支援や就職活動支援等のアフターケアを推進します。
- 児童養護施設等を退所するこども等が引き続き安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、里親や施設関係者へ周知し、その活用を図ります。

エ 支援体制の強化

- こどもの貧困と関連のある各種相談及び支援体制の強化に努めます。
- 「栃木県こども（地域）食堂サポートセンター」を設置し、相談対応や情報発信、セミナーの開催や支援者とのマッチング等を行うことで、こども食堂

の活動を支援します。

(3) 関係機関等の連携の強化

- ・ 庁内関係課が連携協力し、総合的な貧困の解消に向けた対策の推進に努めるとともに、関係機関等の連携強化に努めます。
- ・ 市町におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画策定等、市町へ適切な支援を行うとともに、市町と連携しながら貧困の解消に向けた対策に取り組みます。

4 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童相談所の体制強化

- ・ こどもの権利に配慮し、こどもの安全確保を最優先とした一時保護や施設入所等を適切に実施します。
- ・ 児童相談所職員研修の充実に加え、児童福祉司をはじめ児童心理司・保健師など専門職の適正配置や、弁護士による法的対応等、児童虐待に迅速・的確に対応するための体制を強化していきます。
- ・ 心理療法、カウンセリング等による被虐待児童の心のケアや保護者支援プログラムの実施や、児童虐待に関するアセスメント（評価）機能の強化により、被虐待児童の自立に至るまでの支援及び虐待を行った保護者への指導・支援を充実します。
- ・ 児童虐待通告を24時間体制で受理できる児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や、こどもや家庭に関して365日相談できる「テレホン児童相談」、SNSによる相談など、夜間・休日等においても相談援助を適切に実施します。

(2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

- ・ 市町や学校等と連携し、体罰によらない子育てや虐待防止啓発など児童虐待の発生予防に取り組むとともに、共通アセスメントツールによる市町との役割分担を明確にし、児童虐待事案に迅速・適切に対応します。
- ・ 研修等により、こども家庭支援に携わる職員の専門性向上とともに、児童相談所の専門的な知見からの助言等により、市町の体制強化を支援します。
- ・ 妊娠期から切れ目のない支援を行うこども家庭センターの運営を支援し、支援が必要な家庭の早期発見、早期対応を図ります。
- ・ 児童の安全確保のため、警察と児童相談所の情報共有や、連絡会議、合同訓練の実施等により、さらなる連携に努めます。
- ・ 児童虐待とDVの関連性から、児童相談所、女性相談支援センター（とちぎ男女共同参画センター）、配偶者暴力相談支援センター等関係機関間の情報共有や連携強化により、こどもの安全確保や親子が安心して暮らせるよう適切な支援に努めます。
- ・ 児童虐待の早期発見に繋がるよう、小児科や歯科等の医療機関との緊密な連携により、迅速な対応に努めます。
- ・ 健康福祉センター、女性相談支援センター（とちぎ男女共同参画センター）、発達障害者支援センター等の専門性を生かした相談支援や情報提供を一層推進するとともに、児童相談所がこれらの関係機関の情報共有や連携を強化します。

(3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- ・ 死亡事例をはじめとした重大事例について背景や地域特性を踏まえた上で分析を行うとともに、適正な対応策を検証し、再発防止に努めます。

5 社会的養育体制の充実

次の項目における主な取組については、「栃木県社会的養育推進計画」（別冊）に示します。

- (1) こどもの権利擁護の推進
- (2) 市町のこども家庭支援体制の強化
- (3) 支援を必要とする妊産婦等への支援
- (4) 一時保護体制の充実
- (5) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- (6) 里親・ファミリーホームへの委託の推進
- (7) 施設の小規模化・多機能化等の促進
- (8) 社会的養護自立支援の推進
- (9) 児童相談所の機能強化

目標指標

児童発達支援センター設置
市町数（市町）

基準値
（2023年度）

11



目標値
（2026年度）

25

里親等委託率（％）

3歳未満

基準値
（2023年度）

37.1



目標値
（2029年度）

75.0

3歳以上就学前

基準値
（2023年度）

27.5



目標値
（2029年度）

75.0

学童期以降

基準値
（2023年度）

21.0



目標値
（2029年度）

50.0

IV 喜びのある子育てにつながる支援

取組の方向

- 1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実
- 2 ニーズに応じた教育・保育の提供と質の向上

主な取組

- 1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実
 - (1) 妊産婦の健康保持
 - ・ 安心して妊娠、出産ができるよう、「妊産婦医療費助成制度」により医療費の助成を行います。
 - ・ 全ての妊産婦の心身状態を把握した上で、乳児の養育に不安を持つ家庭や精神的な不安の強い妊産婦に対して、医療機関や市町等と連携した支援が早い段階から行えるよう、「ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業」により支援体制の充実強化を図ります。また支援に当たっては、父親も含めた家族全体の支援に努めます。
 - ・ 妊娠中の食生活や労働のあり方、喫煙や飲酒の影響といった、健康管理の重要性に関する啓発など、医療機関や市町と連携して妊娠期の保健指導の充実を図ります。
 - ・ 妊娠中の健康管理や、妊娠高血圧症候群等のハイリスク妊婦の早期発見等のため、市町と連携して妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を促進します。
 - (2) 特に支援を必要とする妊産婦への体制強化
 - ・ 若年妊娠や健康、経済面等で問題を有する特定妊婦に対し、妊娠の早期から保健指導を行うための体制の充実を図ります。
 - ・ 「ようこそ赤ちゃん！支え愛事業」の活用や、乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健康診査の受診等を通して、養育支援を必要とする家庭を継続的にフォローアップすることにより、支援の充実を図ります。
 - ・ 乳幼児健康診査の未受診児に対して、早期に家庭環境や乳幼児の発達状況等の把握に努めるとともに、保護者に対するフォローアップ体制を強化します。
 - ・ 予期しない妊娠等により、不安や悩みを抱える方や関係者に対し、専門の研修を受けた相談員が、相談内容に応じて、気持ちに寄り添いながら、適切な支援を実施する「にんしんSOSとちぎ」を推進します。
 - ・ 妊産婦のメンタルヘルスに関わる支援者向けの研修や各種会議等を通じ、関係機関の連携を強化し、精神的に不調のある妊産婦を適切に支援できる体制の構築に努めます。
 - (3) こどもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上
 - ・ 母子保健や児童福祉等の関係機関に対し、妊娠、出産、子育て等に関する最新の情報や支援のあり方に関する情報提供を行います。
 - ・ 養育支援従事者等の資質の向上のため、総合周産期母子医療センター等において専門研修を実施します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の推進

全ての子育て家庭を支援するために、市町は保護者のニーズに応じて、次のAからソまでの事業を行っています。県は、市町が行う事業を支援します。

なお、県全体及び各市町の各事業における見込み量並びに提供体制及びその実施時期は、別冊「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制」のとおりです。

ア 利用者支援事業

- ・ 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

イ 延長保育事業

- ・ 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所等で引き続き保育を行う事業です。

ウ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品を購入する費用や、行事への参加費等を助成する事業です。

エ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- ・ 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援を行うほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

オ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

カ 子育て短期支援事業

- ・ 保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

キ 乳児家庭全戸訪問事業

- ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

ク 養育支援訪問事業

- ・ 養育支援が特に必要な家庭を、保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

ケ 要保護児童等の支援に資する事業

(ア) 子育て世帯訪問支援事業

- ・ 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

(イ) 児童育成支援拠点事業

- ・ 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、支援を包括的に提供する事業です。

- (ウ) 親子関係形成支援事業
 - ・ こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報提供や相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設ける等、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。
- コ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- サ 一時預かり事業
 - ・ 急な用事やパートタイムで就労している場合のほか、リフレッシュしたい時などの保育所等での一時的な預かりや幼稚園又は認定こども園において教育時間の前後や休日、夏休みなどの長期休業時に在園児の一時的な預かりを行う事業です。
- シ 病児保育事業
 - ・ 病気や病後のこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等での看護師等による一時的な保育や、保育所等での保育中に体調不良となったこどもについて、保護者の迎えまで預かりを行う事業です。
- ス 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ・ 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- セ 妊婦健康診査事業
 - ・ 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
- ソ 産後ケア事業
 - ・ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。
- (5) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実
 - ・ 子育て世帯が必要とする情報を効率よく入手できるよう、県内の妊娠から出産、子育てに関する情報を一元化した「栃木県子育て支援ポータルサイト『とこぼ』」を運用し、効果的な情報発信を行います。
 - ・ 市町が設置する全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の運営を支援します。
 - ・ 地域における身近な相談相手である民生委員・児童委員、家庭相談員、保健師、母子保健推進員等の活動を充実し、子育て中の家庭の不安や悩みの解消を図ります。
 - ・ 子育てや家庭教育等の不安や悩みに対応する「ホットほっと電話相談（家庭教育ホットライン・メール相談）」等の相談事業を実施します。
 - ・ 自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な個別の支援が必要な保護者に寄り添い情報提供や相談対応を実施する家庭教育支援の取組を推進します。
 - ・ とちぎボランティアNPOセンターを中心として、NPOやボランティア団体

の担い手の育成や NPO 等の組織基盤強化に取り組み、県内の社会貢献活動の促進を図ります。

- 産後ケア事業に係る県内の実施状況の把握や情報発信など、市町の取組を支援します。

2 ニーズに応じた教育・保育の提供と質の向上

(1) 教育・保育の提供に係る区域の設定

本県が定める教育・保育の提供に係る区域は、1市町を1区域としています。

なお、この区域は、全ての認定区分（1号、2号及び3号）及び「地域子ども・子育て支援事業」について、共通のものです。

§ 認定区分について

幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育等（地域型保育事業）の教育・保育を利用するこどもについては、次の3つの認定区分が設けられています。

認定区分		利用施設（事業）
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこども（2号認定のこどもを除く。）	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保育の必要があるこども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保育の必要があるこども	保育所・認定こども園・小規模保育等

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制及びその実施時期

各市町が市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた、教育・保育の必要量並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等（別冊「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制」のとおり）に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業等の地域型保育事業による新たな施設の整備・認可や既存施設の定員増等を行い、計画的に教育・保育を提供します。

また、必要に応じ市町間の広域的な調整を行います。

(3) 教育・保育施設の適切な運営の確保

- 教育・保育施設の指導監査を実施し、設備及び運営に関する基準を定める各条例に基づいた適切な運営の確保を図ります。
- 健康で安全に生活できる場となるよう、国が定める学校環境衛生基準や保育所保育指針等に基づき、教育・保育の環境の向上を促進します。
- 教育・保育の質の確保を図るため、幼稚園、保育所及び認定こども園において、自己評価・関係者評価のほか、外部（第三者）評価の実施を促進します。

(4) 教育・保育従事者の確保

ア 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の確保

- ハローワークやとちぎ保育士・保育所支援センター、指定保育士養成施設、教育・保育関係団体、市町等と連携を図りながら、指定保育士養成施設の新規卒業者の確保、教育・保育従事者の処遇改善をはじめとする就業継続を支援します。

- イ 幼児教育・保育の無償化や子育て世帯への経済的負担の軽減
- 子ども・子育て支援法に基づく3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用することの利用料の無償化（以下「幼児教育・保育の無償化」という。）等については、市町と連携して円滑な実施を確保します。
 - 幼児教育・保育の無償化等国の制度に該当しない、保育所等に入所する第2子以降の3歳未満児の保育料の無償化等により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ウ 多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実
- 待機児童の解消を図り、また、未就学のこどもを持つ保護者のニーズに応えるため、保育所の整備や認可定員の増加、認定こども園の設置を促進します。
 - 3歳未満の保育が必要なこどもを対象とした地域型保育事業の実施について、必要な支援を行います。
- エ 全ての子育て家庭を対象としたこどもの良質な生育環境の整備
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を活用して、未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に保育所等を利用できる体制の整備を行います。
なお、県内における見込み量等は、別冊「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制」のとおりです。
- オ 幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校等の連携促進
- 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における教育の充実と相互の円滑な連携を目指す連携推進会議の開催などにより、市町における連携体制の構築を支援します。
- カ 放課後児童対策の充実
- 放課後児童クラブ事業と放課後子ども教室事業とのより一層の連携促進を図り、放課後児童対策を総合的に推進します。
 - 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の活動内容の充実や、指導者等の資質の向上及び市町における円滑な取組を促進するため、放課後児童支援員や放課後子ども教室の参画者等に対する研修等を実施します。
- (7) 教育・保育情報の公表
- 県のホームページに教育・保育の情報を掲載するなど、その情報を必要とするこどもの保護者が必要な時に最新の情報を入手できる体制を整備します。

目標指標

妊娠・出産について

満足している者の割合（％）

3・4か月児乳児健診時アンケートで
「産後1か月間に助産師等から指導・
ケアを十分に受けた」と答えた者の割合

基準値
(2023年度)

88.7



目標値
(2029年度)

95.0

潜在保育士等向け研修の 参加者数（人）

当該年度における参加者数

基準値
(2023年度)

51



目標値
(2029年度)

150

子育て支援員研修（基本研修・ 専門研修）修了者数（人）

研修が開始された2016年度からの
研修修了者の総数

基準値
(2023年度)

5,705



目標値
(2029年度)

9,000

放課後児童クラブ待機児童数 （人）

こども家庭庁が実施する「放課後児童
健全育成事業実施状況調査」における
5月1日現在の待機児童数

基準値
(2023年)

79



目標値
(2029年)

0

V 困難を抱える家庭への支援

取組の方向

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難を抱える保護者に対する就労の支援、経済的支援

主な取組

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - (1) 相談機能の充実
 - ・ 母子家庭等就業・自立支援センターや各福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の生活の安定や自立のための様々な相談に応じます。
 - ・ ひとり親家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員等相談関係職員を対象とした研修会や事例検討会を開催し、資質の向上を図ります。
 - ・ 育児等により母子家庭等就業・自立支援センター事業の利用が困難な人に対し、県内各地域において巡回相談を実施し、きめ細かな就業支援を行います。
 - ・ ひとり親家庭等の各種施策・制度について「ひとり親家庭等のしおり」を作成し、市町等に配布することで身近な窓口で、各種施策等の情報が入手できる体制を整備します。
 - (2) 子育て・生活支援の充実
 - ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業によりこどもの世話等の日常生活の支援を行います。
 - ・ 就業や求職活動、職業訓練等を十分に行えるよう、ひとり親家庭のこどもの保育所や放課後児童クラブへの優先的入所を促進します。
 - ・ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度における住宅資金や転宅資金の貸付や母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方を対象とした住宅支援資金の貸付を通して、ひとり親家庭の住宅に係る支援を行います。
 - ・ 低所得にあるひとり親家庭が低廉な公営住宅に入居できるよう優先的な入居を推進します。
 - ・ 母子家庭の母が生活やこどもの養育が困難な場合、母子生活支援施設の利用により、子育てや生活の自立が図られるよう支援します。
 - (3) 就業支援対策の充実
 - ・ 母子家庭等就業・自立支援センターや各福祉事務所の母子・父子自立支援員による就業相談、児童扶養手当受給者を対象とした母子・父子自立支援プログラム策定等により、ひとり親の就業を支援します。
 - ・ (公財) 栃木県ひとり親家庭福祉連合会と連携し、ハローワークの求人オンライン情報の提供や求人の開拓により、迅速できめ細やかな職業紹介を行います。
 - ・ 就業を希望する児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと連携し、支援メニューの中から相談者のニーズに応じた就業支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業への参加を支援します。

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワーク等の関係機関と連携し、それぞれが実施する講習会やセミナーに関する情報を共有し、就業に必要な情報を一元的に得られるよう、就業相談体制の充実を図ります。
 - ・ ひとり親等に対し、就業に結び付く可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を実施します。
 - ・ ひとり親家庭の親等が就職に必要な知識・技術を取得できるよう、県立産業技術専門学校では、民間の教育機関を活用した託児サービス付きの委託訓練等を実施します。
 - ・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支給します。
 - ・ ひとり親家庭の学び直しを支援する高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金、雇用の安定や就職の促進を支援する母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）を支給します。
 - ・ 高等職業訓練促進給付金受給者を対象に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を貸付します。
 - ・ 児童扶養手当受給者に対して、JR運賃通勤定期代が割引になる「特定者資格証明書」を交付します。
- (4) 養育費確保に向けた支援
- ・ ひとり親家庭等の自立を支援するため、養育費の取決めや履行の確保について、弁護士による無料の特別相談を行います。
- (5) 経済的支援の充実
- ・ 児童扶養手当の適正な支給、市町と協力したひとり親家庭医療費の助成を行います。
 - ・ ひとり親家庭等に対して、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度及び児童扶養手当制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーの保護等に配慮した適正な貸付や支給を行います。
 - ・ 所得の低いひとり親家庭の親と子に対し、県と市町が協力して医療費の助成を行います。
 - ・ ひとり親家庭に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度による修学資金等を貸与します。また、ひとり親家庭のこどもの学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を支給します。

2 困難を抱える保護者に対する就労の支援、経済的支援

(1) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 生活困窮者に対する就労支援については、生活困窮者自立支援法に基づき、就労相談員による支援、就労の準備段階の人への支援や中間的就労の場の提供等の支援を行います。
- ・ 生活保護受給者への就労支援については、ケースワーカーや就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援等のきめ細かな支援を行います。
- ・ 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化のため、積極的に求職活動に取り組む人への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により生活保護の対象ではなくなった場合に、就労自立給付金を支給します。

(2) 生活の安定に資するための経済的支援等

ア 親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援

- ・ 家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産をし、こどもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うための体制づくりを図ります。
- ・ 特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援センター（とちぎ男女共同参画センター）において、相談・保護を行います。

イ 保護者の生活支援

- ・ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等において、アウトリーチを含めた包括的かつ個別的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。
- ・ 家計に課題のある生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を実施します。
- ・ 生活保護における教育扶助については、代理納付を活用し、目的とする費用に直接充てられるよう、適切に実施します。

ウ 教育費負担の軽減

- ・ 高校生等がいる世帯で、収入が一定水準以下の世帯等に対し、高校生等の授業料相当額の就学支援金を支給するほか、奨学のための給付金の支給や修学資金の貸与を行います。
- ・ 障害のある児童生徒の保護者の負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費等を支給します。
- ・ 私立学校が行う授業料減免事業に対して助成を行います。
- ・ 高等学校や大学等での修学に係る経済的負担を軽減するため、（公財）栃木県育英会の奨学金事業を支援します。
- ・ 生活保護世帯のこどもが大学等に進学した際の新生活立ち上げ費用として、進学準備給付金を支給します。

エ 住宅に関する支援

- ・ 離職等により住居を喪失し、又はそのおそれのある者に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。

(3) 関係機関等の連携の強化

- ・ 庁内関係課が連携協力し、総合的な貧困の解消に向けた対策の推進に努めるとともに、関係機関等の連携強化に努めます。

目標指標

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者のうち就職等の実績があった者の割合（％）

基準値
(2022年度)

76.5



目標値
(2028年度)

上昇を目指す

※受講年度及び翌年度における就職、スキルアップによる正規雇用や昇給等の実績

生活保護世帯に属するこどもの
高等学校等進学率（％）

基準値
(2023年度)

83.3



目標値
(2029年度)

上昇を目指す

VI 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成

取組の方向

1 社会全体の気運の醸成

主な取組

1 社会全体の気運の醸成

(1) 子育て支援等に関する意識の啓発

- 子育て支援条例に基づき、県民総ぐるみで子ども・子育て支援に取り組んでいく気運の醸成を図ります。
- 大人が子育てに積極的に関わり、こどもを健全に育てていくため、大人の自覚と行動を促す行動指針である「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発を行います。
- こどもを持つことに対する多様な価値観にも配慮しつつ、こどもを産み、育て、家族を持つことの意義や喜び、子育てに関する様々な知識や情報等について、栃木県子育て支援ポータルサイト「とこぼ」等による普及啓発を行います。
- 毎月第3日曜日の家庭の日を通じて、家族がふれあい、家族の絆が深められるよう、普及啓発に努めます。
- とちぎ男女共同参画センターにおける男性の子育てや家事への参画を進めるための講座の開催、「とも家事」の推進等により、男女が共に子育てを行う気運を醸成します。

(2) 「とちぎ未来クラブ」を活用した結婚・子育て支援

- 「とちぎ未来クラブ」の構成団体等の協力を得て、県民総ぐるみで結婚・子育てを支援し、家庭を築き安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進に取り組みます。
- 「とちぎ結婚応援カード（愛称：とちマリ）」を交付し、企業と協力して新婚世帯等の経済的負担を軽減するとともに、社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。
- 子育て家庭等が協賛店舗等で優待サービスを受けられる「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を発行するなど、次代を担うこどもを養育している家庭を社会全体で支援していく気運を醸成します。

とちぎ未来クラブ

目的： 県民総ぐるみで結婚、子育てを支援し、家庭を築き安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進すること。

構成： 県、市町、目的に賛同する県内各種団体

(3) 結婚を支援する環境づくりの推進

- 企業等において結婚を応援する取組の横展開を推進し、身近に結婚支援を行う環境づくりを推進します。

- (4) 結婚や子育てを前向きにとらえる意識の醸成
- 結婚を前向きにとらえ、結婚の希望をかなえるために自ら行動を起こすことができるよう、ホームページや SNS 等を活用し、結婚や子育てなども含めたライフデザインを考えるための情報発信を積極的に行います。
 - 若者や子育て当事者が子育てを前向きにとらえ、子育てに伴う喜びを感じることができるよう、栃木県子育て支援ポータルサイト「とこぼ」等を活用し積極的な情報発信を行います。
- (5) 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
- 子育てに参加しやすい職場風土づくりを促進するため、「仕事と家庭の両立に関するメールマガジン」を配信するなど、事業主や労働者に対する情報提供や意識啓発に努めます。
 - とちぎ男女共同参画センターにおける講座の開催、「とも家事」の推進等により、仕事と生活の両立や家事、育児等の家庭における男女共同参画の重要性や必要性について、各分野への意識啓発に努めます。
 - 仕事と家庭の両立や働き方改革の推進に向けて、セミナーの開催や広報・啓発活動等により企業の主体的な取組を促進します。
 - 男性の育児休業取得を促進するため、育児・介護休業法や各種支援制度、先進企業の取組事例等の周知・啓発に努めます。
 - 父親の子育てへの積極的な参加を促進するため、妊娠・出産・子育てについて、母親の体調や精神状態に合わせたサポートの方法等、各種広報媒体・講座等を活用した意識啓発に努めます。

目標指標

合計特殊出生率

その年における 15～49 歳の女性の
年齢別出生率の合計

基準値
(2023 年)

1.19



目標値
(2029 年)

1.33

栃木県（市町）で子育てをしたいと 思う親の割合（％）

乳幼児健診（3・4 か月児、1 歳 6 か月児、
3 歳児）時のアンケート結果の平均値

基準値
(2023 年度)

95.2



目標値
(2029 年度)

96.0

Ⅶ 安全・安心な生活環境の整備

取組の方向

- 1 こどもの安全対策の推進
- 2 子育て等を支援する生活環境の整備

主な取組

- 1 こどもの安全対策の推進
 - (1) 総合的な交通安全対策の推進
 - ・ チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、正しい使用方法や使用効果について、あらゆる機会を通じて普及啓発を行います。
 - ・ 関係機関・団体との連携や協力体制の強化を図り、積極的な交通安全の呼び掛け、情報提供や効果的な交通安全教育を推進します。
 - ・ こどもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用や幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を促進するとともに、安全利用に係る情報提供等を推進します。
 - ・ 園外活動等、こどもが日常的に集団で移動する際の安全を確保するため、園外活動時の見守りを行う保育支援者の配置を支援するほか、必要な対策を講じます。
 - (2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - ・ 栃木県安全で安心なまちづくり推進条例に基づきこどもを犯罪被害から守るため、地域住民や企業等が日常生活や事業活動の中で防犯の視点をもって行う見守り活動である「ながら見守り」を推進します。
 - ・ 学校、自治会、防犯ボランティア、少年警察ボランティア等関係団体と連携したパトロールやながら見守り活動等の安全対策を推進します。
 - ・ 防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして配置し、学校の巡回指導とその取組状況の評価や、スクールガード（学校安全ボランティア）に対する指導を行うことにより、継続的な安全体制の構築を支援します。
 - ・ こどもに対する声掛け事案や犯罪発生状況等に関する情報提供を推進し、併せて幼稚園・保育所・認定こども園・学校等の職員や保護者、地域住民等との情報交換を促進します。
 - ・ こどもが保護者や地域住民等とともに自分の住む地域の危険箇所を確認して「地域安全マップ」を作成する取組を支援することにより、こども自身の危険回避能力の向上を図ります。
 - ・ 警察官、警察スクールサポーター等による防犯教室や不審者侵入対応訓練、幼児誘拐防止巡回指導等を実施して、こどもの防犯能力・意識の向上を図ります。
 - ・ こどもの犯罪被害防止に有効な防犯ブザー等の優良防犯機器の普及を促進します。
 - ・ こどもや女性を対象とした性犯罪等の前兆とみられる声掛け、付きまとい等の行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講じるなどの予防的な活動を積極的に推進します。

- 教育委員会、学校等の関係機関と連携し、犯罪被害に遭った少年のカウンセリングを行うなど、被害少年支援活動を推進します。
 - デジタル化など社会環境の変化に伴い多様化・複雑化する消費者トラブルに適切に対応できるよう、児童・生徒等の若年者に対する消費者教育及び各種啓発活動を、学校や地域、家庭など様々な場において推進します。
 - 性暴力等被害防止のための啓発を推進するとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）を中心に、関係機関・団体等と連携し、被害者のニーズに応じた支援を行います。
- (3) 地震等の災害時における避難等対策の実施
- 災害発生時に女性や乳幼児、食物アレルギーのある子ども等の多様なニーズに対応するため、特別な配慮が必要な食料、生活必需品の調達体制の整備に努めます。
 - 男女共同参画の視点を取り入れ、妊産婦等に配慮した防災意識の啓発に努めるほか、災害時に市町が行う避難所運営について、妊産婦等のニーズや障害児の障害特性等に配慮するよう、周知等を行います。
 - 保育所、幼保連携型認定こども園を含む児童福祉施設や幼稚園などにおいて、地震のほか様々な災害を想定した防災対策等に係る計画の策定等を促進し、こどもの安全の確保を図ります。

2 子育て等を支援する生活環境の整備

- (1) 子育てに配慮したゆとりある住宅の整備
- 子育て世帯等に配慮し、バリアフリー化したゆとりある公営住宅の整備を推進します。また、公営住宅の既入居者については、こどもの誕生や成長に応じた他住戸への入居を図ります。
 - 子育て世帯について、公営住宅の入居資格である収入の基準を緩和するとともに、優先入居を図ります。
 - 子育て支援施設事業者が公的賃貸住宅のストックを活用した事業を展開するときは、その効果を十分に検討した上で支援します。
 - 県や市町、関係団体等を構成員とする栃木県住生活支援協議会において、民間賃貸住宅等への円滑な入居のための支援を行います。
- (2) 良好な住宅市街地等の整備
- 土地区画整理事業等を実施し、道路、公園等の整備と宅地の利用増進を図ることにより、市街地における良好な居住環境の整備を支援していきます。
 - 学校周辺の通学路の歩道整備を進め、子どもたちの登下校時等における安全な歩行空間の確保に努めます。
 - ゆとりと豊かさを実感できる安全で快適な子育て環境づくりのため、バリアフリー化した道路や公園、市街地の整備を推進します。
- (3) 子育てにやさしいまちづくりの推進
- 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例を周知するとともに、公共的な施設の整備の際に、条例で定める整備基準に適合するよう必要な指導・助言を行い、適合証を交付することにより、意識啓発に努めます。
 - 市街地において、安全で快適に移動することができるようにするため、バリアフリー化された施設の整備を促進するとともに、こどもを連れた人にも配慮した県有施設を整備します。

- ・ 妊産婦が日常生活において利用する公的な施設や店舗等において、安全かつ容易に駐車できる場所を確保するため、「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」や「高齢運転者等専用駐車区間制度」の普及啓発を行います。
 - ・ 生活環境の整備のほか、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や利用者への配慮等についての理解を深めるため、「心のバリアフリー」についての普及啓発等を行うことにより、ハード及びソフトの両面からバリアフリー化の促進を図ります。
- (4) 安全安心なまちづくりの推進
- ・ 栃木県安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、犯罪の防止に配慮した環境整備のため、犯罪を行おうとする者の接近を防止し、「人の目」(視認性)が確保されるなど、犯罪の防止に配慮された構造、設備等を有する施設等の整備を推進します。
 - ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のバリアフリー化を推進します。
また、ノンステップバスの導入や鉄道駅のバリアフリー化等、移動における利便性及び安全性の向上の促進を図ります。
 - ・ 通学路において交通事故の危険性を軽減するため、交通管理者と道路管理者が連携して歩道の整備や区域を定めて時速30キロメートルの速度規制を行う「ゾーン30」、時速30キロメートルの区間規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」を設定して、人優先の安全・安心な通行空間の整備を推進します

目標指標

非常災害対策計画等策定率
(保育所、認定こども園、
幼稚園)(%)

基準値
(2023年度)

96.3



目標値
(2029年度)

100

非常災害対策計画策定率
(放課後児童クラブ)(%)

基準値
(2023年度)

69.0



目標値
(2029年度)

100

VIII 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進

取組の方向

- 1 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援
- 2 仕事と家庭の両立を支える環境整備

主な取組

- 1 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援
 - (1) 地域社会における連携強化
 - ・ 行政、企業、関係団体や母子保健活動に協力する NPO 等民間団体が協働して、マタニティマークの普及など、妊産婦やこどもの成長・発達を見守り、親子を孤立させない地域づくりに努めます。
 - ・ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療機関の運営・医療機器の整備等に対し支援を行うとともに、総合周産期母子医療センターに設置した周産期医療連携センター等を通じ、周産期医療機関、救急搬送機関との連携により母体及び新生児搬送の一層の円滑化・効率化を図ります。
 - ・ 乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流することができる場である「地域子育て支援拠点」の運営を支援するとともに、子育て中の親子が中心となり自主的に活動を行う「子育てサークル」について、情報発信を行います。
 - ・ こどもの心の問題を早期に発見して対応できるよう、こどもの心の相談支援体制強化連携会議を開催するなどして、保育所や教育機関、医療機関、市町等と連携し、地域に応じた課題解決に取り組みます。
 - ・ 「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施など、市町の「包括的な支援体制」の構築に向けた取組を支援します。
 - (2) 子育てや家庭教育に関する学習機会の充実
 - ・ 市町、子育て・家庭教育支援団体、企業等との連携により、保護者が家庭教育を主体的に学ぶ「家庭教育支援プログラム」を活用した学習機会を充実させます。
 - (3) 地域における指導者の養成
 - ・ 地域で家庭教育を支援する家庭教育オピニオンリーダーや、地域でこどもを育む気運の醸成、体制づくりを推進する指導者を養成します。
 - (4) 地域の教育力の向上
 - ・ 学校、家庭、地域社会が一体となって、こどもの「生きる力」を育むとともに、家庭と地域の教育力の向上を図るふれあい学習を推進します。
 - ・ 地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるために、幅広い地域住民の参画を得て、学習や体験・交流などの様々な取組を実施する地域学校協働活動を推進します。

2 仕事と家庭の両立を支える環境整備

(1) 子育てしやすい職場環境等の整備促進

- 短時間勤務制度等の育児・介護休業法の周知・啓発に努めます。
- 仕事と子育てが両立しやすい職場環境を整備するため、多様で柔軟な働き方の導入や長時間労働の是正等、働き方改革に向けた企業の取組を支援します。
- 誰もが安心して働ける職場環境づくりに向けて、ハラスメント対策を推進します。
- 男性の家事・育児への参画を促進するため、男性の育児休業取得に向けた企業の取組を支援します。
- 「とちぎ女性活躍応援団」を中心として、オール栃木体制により、あらゆる場面において女性が活躍しやすい環境の整備に取り組みます。
- 仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業を「仕事と家庭の両立応援宣言」企業として登録し、その取組事例をホームページや「仕事と家庭の両立に関するメールマガジン」等で紹介します。
- 女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組む企業を「男女生き生き企業」として認定・表彰することにより、企業による取組促進を図ります。
- 県の建設工事入札参加資格審査において、次世代育成支援対策に係る一般事業主行動計画の策定の有無の状況をその評価に反映させることにより、企業内における子育てと仕事の両立を支援するための職場環境等の整備を促進します。
- 仕事をしている妊婦が安心して働くことができるよう、「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及等に努めます。
- 仕事と家庭を両立しやすい環境づくりに向け、家事分担の促進と家事負担の軽減を目指す「とも家事」の推進に努めます。

(2) 女性の就労支援

- 企業等とのマッチングを行い、働く意欲のある女性の就業機会の拡大に努めます。
- とちぎ男女共同参画センターにおいて、女性の再就職相談や技能習得のためのセミナー等の実施により、女性の再就職を支援します。
- とちぎジョブモールにおいて、女性の再就職相談や就職に役立つセミナーを開催し、女性の再就職を支援します。
- 女性が希望する働き方やキャリアの実現に向け、デジタルスキルの向上や当該スキルを生かした就労を支援します。

目標指標

家庭教育関連研修修了者数（人）

基準値
(2023年度)

2,571



目標値
(2029年度)

2,800

男性の育児休業取得率（％）

基準値
(2022年)

38.5



目標値
(2028年)

71.0

§ 1 目標指標一覧

施策の基本的方向		目標指標		基準値	目標値	所管課
I	こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備	1	全出生数中の低出生体重児（2,500g未満）の割合（％）	2023年 10.3	2029年 減少を目指す	こども政策課
		2	乳児健診未受診率（3～5か月）（％）	2023年度 1.7	2029年度 1.5	
		3	「自分が社会の一員である」と思うこどもの割合（％）	2024年度 39.5	2029年度 上昇を目指す	
II	若者の将来の希望を叶える取組	4	婚姻率（人口千人対）	2023年 3.6	2029年 上昇を目指す	県民協働推進課
		5	とちぎ結婚支援センターの会員同士の成婚数【累計】（組）	2023年 251	2029年 550	
III	困難を抱えるこども・若者への支援	6	児童発達支援センター設置市町数（市町）	2023年度 11	2026年度 25	障害福祉課
		7	里親等委託率【3歳未満】（％）	2023年度 37.1	2029年度 75.0	
		8	里親等委託率【3歳以上就学前】（％）	2023年度 27.5	2029年度 75.0	
		9	里親等委託率【学童期以降】（％）	2023年度 21.0	2029年度 50.0	
IV	喜びのある子育てにつながる支援	10	妊娠・出産について満足している者の割合（％）	2023年度 88.7	2029年度 95.0	こども政策課
		11	潜在保育士等向け研修の参加者数（人）	2023年度 51	2029年度 150	
		12	子育て支援員研修（基本研修・専門研修）修了者数【累計】（人）	2023年度 5,705	2029年度 9,000	
		13	放課後児童クラブ待機児童数【5月1日】（人）	2023年 79	2029年 0	
V	困難を抱える家庭への支援	14	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者のうち就職等の実績があった者の割合（％）	2022年度 76.5	2028年度 上昇を目指す	保健福祉課
		15	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率（％）	2023年度 83.3	2029年度 上昇を目指す	
VI	結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成	16	合計特殊出生率	2023年 1.19	2029年 1.33	こども政策課
		17	栃木県（市町）で子育てをしたいと思う親の割合（％）	2023年度 95.2	2029年度 96.0	
VII	安全・安心な生活環境の整備	18	非常災害対策計画策定率（保育所、認定こども園、幼稚園）（％）	2023年度 96.3	2029年度 100	こども政策課
		19	非常災害対策計画策定率（放課後児童クラブ）（％）	2023年度 69.0	2029年度 100	
VIII	地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進	20	家庭教育関連研修修了者数【累計】（人）	2023年度 2,571	2029年度 2,800	生涯学習課
		21	男性の育児休業取得率（％）	2022年 38.5	2028年 71.0	労働政策課

I 子ども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備		
1 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策		
(1) 乳幼児の健やかな成長・発達のための保健・医療対策	医療政策課、健康増進課、子ども政策課	
(2) 学童期・思春期の心身の健康を維持するための体制整備	子ども政策課、生涯学習課、健康体育課	
(3) 若者の健康づくりと相談体制の充実	感染症対策課、子ども政策課	
2 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進		
(1) 地域における体験活動の充実	県民協働推進課、文化振興課、スポーツ振興課、気候変動対策課、自然環境課、森林整備課、健康増進課、医薬・生活衛生課、農政課、都市整備課、河川課、生涯学習課	
(2) 子ども・若者の居場所の確保・充実	子ども政策課、県民協働推進課	
(3) 食育の推進	健康増進課、農政課、健康体育課	
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	県民協働推進課、医薬・生活衛生課、県民広報相談課、人身安全少年課、サイバー対策センター	
3 学校等における教育環境の整備		
(1) 学校や家庭、地域における「心の教育」の充実	教育政策課、義務教育課、生涯学習課	
(2) 児童・生徒指導、教育相談体制の充実	学校安全課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課	
(3) 個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進	文書学事課、子ども政策課、施設課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課	
4 子ども・若者の人格等の尊重と権利保障		
人権男女共同参画課、子ども政策課、教育政策課		
5 子ども・若者の社会参画や意見表明の機会創出		
県民協働推進課、子ども政策課		
II 若者の将来の希望を叶える取組		
1 就職、結婚等ライフイベントにおける自己選択・自己決定の支援		
(1) 若年者の多様な職業選択・安定就労の支援	人権男女共同参画課、労働政策課、義務教育課、高校教育課	
(2) 結婚について知り・考える機会の提供	県民協働推進課	
(3) 出会いの機会の創出	県民協働推進課	
(4) 結婚を応援する気運の醸成	県民協働推進課	
(5) 妊娠・出産、子育てに関する理解の促進	子ども政策課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、健康体育課	
III 困難を抱える子ども・若者への支援		
1 困難を抱える子ども・若者の支援		
(1) 困難を有する子ども・若者、ひきこもり対策の実施	県民協働推進課、障害福祉課、教育政策課、学校安全課、義務教育課、高校教育課	
(2) ヤングケアラー支援の推進	保健福祉課、子ども政策課	
2 障害児施策の充実		
(1) 在宅障害児に対する支援	障害福祉課、子ども政策課	
(2) 学校における障害のある児童等に対する教育的支援	特別支援教育課	
3 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進		
(1) 教育の支援	文書学事課、子ども政策課、学校安全課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課	
(2) 生活の安定に資するための支援	保健福祉課、子ども政策課、義務教育課、高校教育課	
(3) 関係機関等の連携の強化	子ども政策課	
4 児童虐待防止対策の充実		
(1) 児童相談所の体制強化	子ども政策課	
(2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進	人権男女共同参画課、子ども政策課	
(3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	子ども政策課	
5 社会的養育体制の充実		
(1) 子どもの権利擁護の推進	子ども政策課	
(2) 市町の子ども家庭支援体制の強化	子ども政策課	
(3) 支援を必要とする妊産婦等への支援	子ども政策課	
(4) 一時保護体制の充実	子ども政策課	
(5) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	子ども政策課	
(6) 里親・ファミリーホームへの委託の推進	子ども政策課	
(7) 施設の小規模化・多機能化等の促進	子ども政策課	
(8) 社会的養護自立支援の推進	子ども政策課	
(9) 児童相談所の機能強化	子ども政策課	

IV 喜びのある子育てにつながる支援	
1 妊娠から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実	
(1) 妊産婦の健康保持	健康増進課、こども政策課
(2) 特に支援を必要とする妊産婦への体制強化	こども政策課
(3) こどもの成長・発達を支援する従事者の資質向上	医療政策課、こども政策課
(4) 地域子ども・子育て支援事業の推進	こども政策課
(5) 妊娠から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実	県民協働推進課、保健福祉課、こども政策課、生涯学習課
2 ニーズに応じた教育・保育の提供と質の向上	
(1) 教育・保育の提供に係る区域の設定	こども政策課
(2) 幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制及びその実施時期	こども政策課
(3) 教育・保育施設の適切な運営の確保	こども政策課、指導監査課
(4) 教育・保育従事者の確保	こども政策課
(5) 教育・保育の質の向上	こども政策課、義務教育課
(6) 教育・保育サービス等の確保・充実	こども政策課、指導監査課、義務教育課、生涯学習課
(7) 教育・保育情報の公表	こども政策課
V 困難を抱える家庭への支援	
1 ひとり親家庭等の自立支援の推進	
(1) 相談機能の充実	こども政策課
(2) 子育て・生活支援の充実	こども政策課、住宅課
(3) 就業支援対策の充実	保健福祉課、こども政策課、労働政策課
(4) 養育費確保に向けた支援	こども政策課
(5) 経済的支援の充実	こども政策課
2 困難を抱える保護者に対する就労の支援、経済的支援	
(1) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	保健福祉課
(2) 生活の安定に資するための経済的支援等	文書学事課、人権男女共同参画課、保健福祉課、こども政策課、教育政策課、高校教育課、特別支援教育課
(3) 関係機関等の連携の強化	こども政策課
VI 結婚応援、子育ての支援に取り組む気運の醸成	
1 社会全体の気運の醸成	
(1) 子育て支援等に関する意識の啓発	県民協働推進課、人権男女共同参画課、こども政策課
(2) 「とちぎ未来クラブ」を活用した結婚・子育て支援	県民協働推進課、こども政策課
(3) 結婚を支援する環境づくりの推進	県民協働推進課
(4) 結婚や子育てを前向きにとらえる意識の醸成	県民協働推進課、こども政策課
(5) 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	人権男女共同参画課、こども政策課、労働政策課
VII 安全・安心な生活環境の整備	
1 こどもの安全対策の推進	
(1) 総合的な交通安全対策の推進	こども政策課、くらし安全安心課、交通企画課
(2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	くらし安全安心課、人権男女共同参画課、学校安全課、生活安全企画課、人身安全少年課
(3) 地震等の災害時における避難等対策の実施	人権男女共同参画課、健康増進課、こども政策課
2 子育て等を支援する生活環境の整備	
(1) 子育てに配慮したゆとりある住宅の整備	住宅課
(2) 良好な住宅市街地等の整備	道路整備課、都市政策課、都市整備課
(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進	保健福祉課、こども政策課、建築営繕課、建築指導課、交通規制課
(4) 安全安心なまちづくりの推進	くらし安全安心課、交通政策課、道路整備課、道路保全課、交通規制課
VIII 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進	
1 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援	
(1) 地域社会における連携強化	保健福祉課、医療政策課、こども政策課
(2) 子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	生涯学習課
(3) 地域における指導者の養成	生涯学習課
(4) 地域の教育力の向上	生涯学習課
2 仕事と家庭の両立を支える環境整備	
(1) 子育てしやすい職場環境等の整備促進	人権男女共同参画課、労働政策課、監理課
(2) 女性の就労支援	人権男女共同参画課、産業政策課、労働政策課

第5部

計画の推進体制

- 1 計画推進におけるそれぞれの責務
- 2 こども・若者、子育て当事者等の参画
- 3 推進体制
- 4 計画の評価



第5部 計画の推進体制

1 計画推進におけるそれぞれの責務

1 県の責務

県は、こども施策及び子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施します。

また、その施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、市町と連携を図ります。

2 保護者の責務

保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情を持ってこどもを健やかに育てます。

3 子ども・子育て支援機関等の責務

子ども・子育て支援機関等は、子ども・子育て支援を積極的に推進するとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めます。

4 事業者の責務

事業者は、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めます。

5 県民の責務

県民は、こども施策及び子ども・子育て支援についての理解と関心を深めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めます。

2 こども・若者、子育て当事者等の参画

本計画の推進に当たっては、「栃木県こどもモニター」などを通じて、こども・若者、子育て当事者等の思いを把握し、各事業の実施に可能な限り適時に活かすことで、こども・若者、子育て当事者等の参画を促進します。

3 推進体制

1 県の推進体制

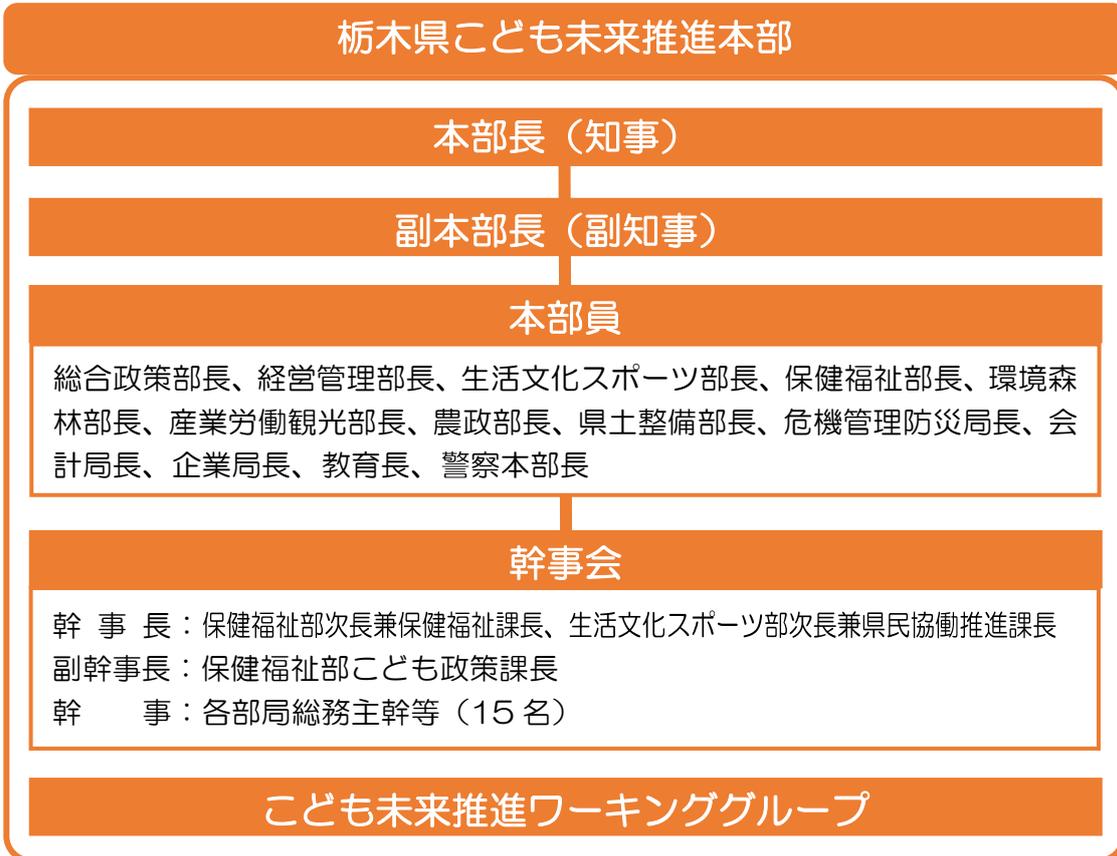
知事を本部長とする「栃木県こども未来推進本部」を中心として、庁内関係部局が緊密な連携を図りながら、本計画を着実に推進するよう努めます。

2 市町との連携協力

県及び市町は、それぞれが実施することも施策及び子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力します。

3 協働による推進

子ども・子育てのニーズに応じた多様で柔軟なサービスの提供を支援するため、地域住民、NPO・ボランティア、企業等の力を活用するなど協働を推進します。



栃木県子ども未来推進本部の組織

4 計画の評価

1 定期的な評価・公表

県は、毎年度、本計画に定めた具体的な施策の実施状況や施策目標の進捗状況を点検評価し、公表します。

また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。

2 子ども・子育て審議会への報告等

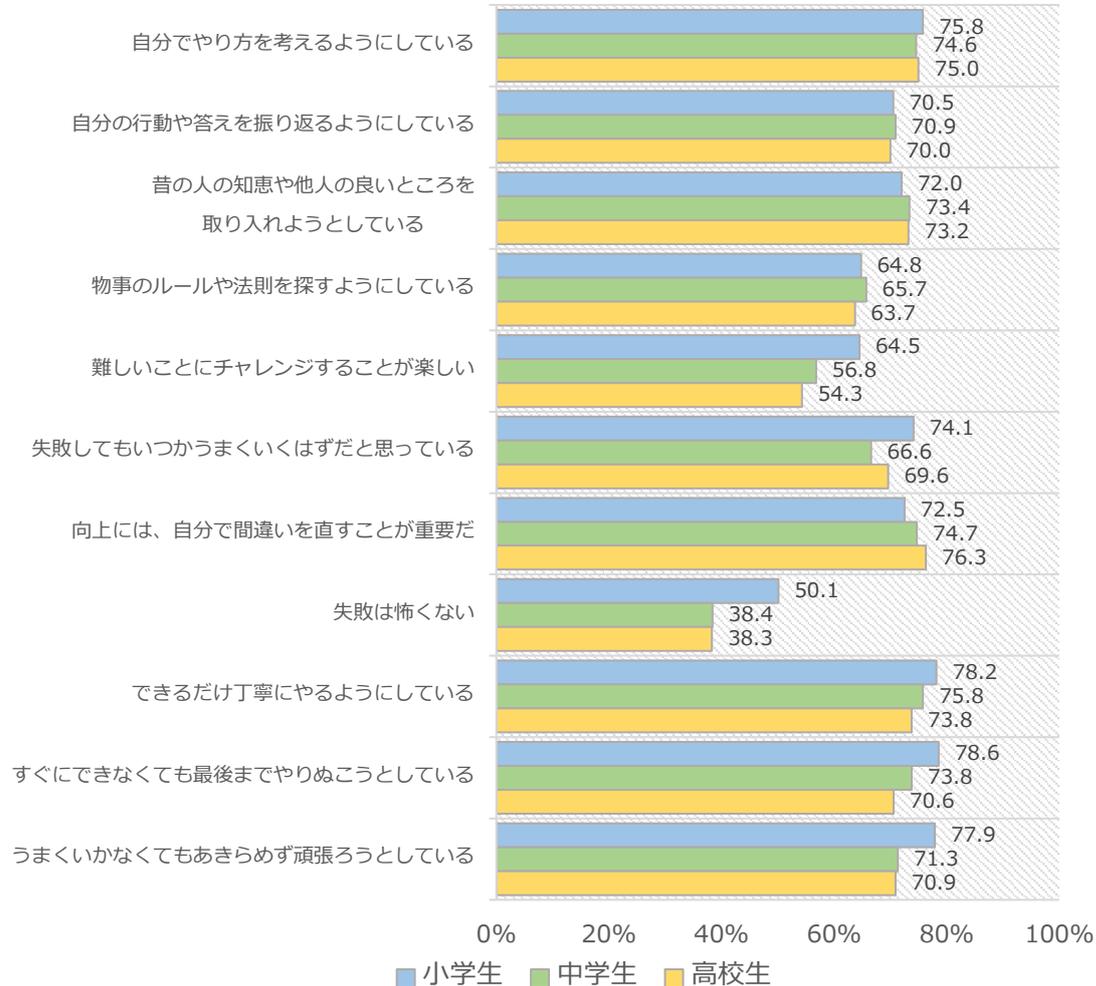
計画の進捗状況の評価に際しては、子ども・子育てに関する有識者等で構成する「栃木県子ども・子育て審議会」（以下「審議会」という。）において、具体的な施策の取組状況や施策目標の達成状況等を報告します。

また、計画の策定時や、計画の進捗状況の評価した結果、計画を見直す場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くこととします。

【コラム】：こどもの意識

本県のこどもの学習や生活の中での意識として、「向上には、自分で間違いを直すことが重要だ」と思う人の割合は、年齢が上がるにつれて上昇しています。

一方で、「難しいことにチャレンジすることが楽しい」、「失敗は怖くない」と思う人の割合は、年齢が上がるにつれて大きく低下しており、小学生と高校生の間では、10%以上の差がありました。



資料：栃木県保健福祉部「令和5年度栃木県こども・若者、保護者への意見聴取アンケート調査」
 図 栃木県のこどもの学習や生活の中の意識

令和6（2024）年度に中学生向けにワークショップを実施した際に、「失敗に対する考え方」をテーマに意見を聞いたところ、以下のような意見がありました。

① どうして失敗が怖くなるのか

- ・中学生は大人だからできるという目で見られる。結果も出さないといけないから失敗もより怖くなる。
- ・友だちや家族は応援してくれるから怖くない。他人に見られるのが怖い。どんな風に思われるか気になる。

② どうしたら失敗が怖くなるのか

- ・信頼関係ができていれば失敗しても大丈夫
- ・「失敗するからやれることが増える」、「次に繋がる」とポジティブに考える

参考資料

- 1 栃木県こどもまんなか推進プラン策定経過
- 2 栃木県子ども・子育て審議会委員名簿
- 3 計画策定に係る協力者・協力団体
- 4 とちぎの子ども・子育て支援条例



1 栃木県こどもまんなか推進プラン策定経過

時 期	内 容
令和5年11月27日	こども・若者、保護者の生活実態・意識調査アンケートの実施 (～12月27日)
令和6年5月1日	中学生向けこどもワークショップの開催
6月26日	栃木県こども未来推進本部会議 (栃木県こども計画(仮称)骨子案について)
7月6日	高校生向けこどもワークショップの開催
7月11日	栃木県子ども・子育て審議会 (栃木県こども計画(仮称)骨子案について)
9月	市町村子ども・子育て支援事業計画策定に係る「提供体制」等の 検討状況についての市町ヒアリングの実施(第1回)
11月	市町村子ども・子育て支援事業計画策定に係る「提供体制」等の 検討状況についての市町ヒアリングの実施(第2回)
	<ul style="list-style-type: none"> ・素案に対する有識者からの意見聴取の実施 ・こども・若者の支援団体からのヒアリングの実施
12月6日	栃木県こども未来推進本部会議 (栃木県こどもまんなか推進プラン(案)について)
12月18日	栃木県子ども・子育て審議会 (栃木県こどもまんなか推進プラン(案)について)
令和7年1月25日	パブリック・コメント(～2月24日)
3月27日	栃木県こどもまんなか推進プランの決定・公表

2 栃木県子ども・子育て審議会委員名簿

任期：令和4年10月21日～令和7年10月20日

役職	氏名	団体等名（役職等）
会長	陣内 雄次	宇都宮共和大学シティライフ学部教授
副会長	入野 祐子	元栃木県人事委員会事務局長
委員	浅井 秀実	一般社団法人栃木県医師会（副会長）
	阿部 寿一	栃木県議会議員
	安發 敦子 (令和7年1月16日～)	日本労働組合総連合会栃木県連合会
	大森 利男	栃木県民生委員・児童委員協議会（理事）
	風間 嘉信	栃木県保育協議会（会長）
	加藤 貴美子	公益財団法人栃木県看護協会
	蟹澤 佳奈	公募委員
	上岡 恵子	足利市地域活動クラブ連絡協議会（副会長）
	栗橋 幸子	公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会（会長）
	琴寄 昌男	栃木県議会議員
	鈴木 健治	一般社団法人栃木県経営者協会（部長）
	高野 裕之	栃木県市長会（宇都宮市子ども部長）
	内藤 直子 (～令和7年1月15日)	日本労働組合総連合会栃木県連合会
	永田 文子	特定非営利活動法人全国認定こども園協会（副代表理事）
	畠山 憲夫	一般財団法人栃木県里親連合会（会長）
	浜野 知子	栃木県町村会（上三川町子ども家庭課長）
	馬場 章信	一般社団法人栃木県幼稚園連合会（副理事長）
福田 雅章	栃木県児童養護施設等連絡協議会（会長）	
山本 晶子	栃木県小学校長会（宇都宮市立城山東小学校長）	

（敬称略、委員五十音順）

3 計画策定に係る協力者・協力団体

(1) 有識者

白鷗大学 教育学部 教授 新谷 由里子 氏

(2) こども・若者の支援団体

一般社団法人 栃木県若年者支援機構

4 とちぎの子ども・子育て支援条例

平成30年12月18日

栃木県条例第39号

とちぎの子ども・子育て支援条例をここに公布する。

とちぎの子ども・子育て支援条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本計画（第10条）

第3章 とちぎの子ども育成憲章（第11条）

第4章 子ども・子育て支援に関する基本的施策（第12条—第21条）

附則

子どもは、1人1人がかけがえのない存在であり、次代を担う社会の宝である。子どもが健やかに生まれ、育ち、豊かな人生を送ることができる地域社会の実現は、全ての県民の願いである。

しかしながら、近年、未婚化や晩婚化などにより急速に少子化が進行するとともに、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景として、家庭や地域の子どもを育てる力の低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加などの様々な問題が生じている。

こうした状況の中、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現を図るためには、県民1人1人が子ども・子育て支援に関する理解を深め、関係者の相互の連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援する取組を一層進めていく必要がある。

ここに、私たちは、子ども・子育て支援について県を挙げて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

- (3) 子ども・子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に向けた全ての取組をいう。
- (4) 子ども・子育て支援機関等 子ども・子育て支援を行う機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮すること。
- (2) 結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援を行うこと。
- (3) 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者及び県民の相互の連携及び協力の下に社会全体で取り組むこと。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されるよう配慮すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県と市町村との協力)

第5条 県及び市町村は、それぞれが実施する子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとする。

(子ども・子育て支援機関等の責務)

第7条 子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての理解と関心を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本計画

第10条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援に関する基本的方向
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 とちぎの子ども育成憲章

第11条 知事は、子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針として、とちぎの子ども育成憲章（以下「育成憲章」という。）を定めるものとする。

2 知事は、育成憲章を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、育成憲章を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、育成憲章の変更について準用する。

第4章 子ども・子育て支援に関する基本的施策

（子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成）

第12条 県は、子ども・子育て支援について県民の理解を深めるとともに、社会全体で子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成を図るため、子ども・子育て支援に関する情報の提供、子ども・子育て支援の推進に寄与した者の表彰その他必要な施策を講ずるものとする。

（結婚の支援等）

第13条 県は、市町村等と連携し、結婚を望む者が結婚することができるよう、結婚の支援に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、結婚を望む者が経済的に自立し、家庭を持つことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（母子保健医療体制の充実等）

第14条 県は、母子保健医療体制の充実を図るため、市町村が実施する妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、妊産婦に対する保健指導等の母子保健サービスの提供に対する支援を行うとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、相談支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における子育て等の支援)

第15条 県は、地域における子ども及び保護者に対する支援に係る多様な需要に対応するため、保育サービスに係る情報の提供、保育サービスの提供に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、良質な保育サービス等の提供を確保するため、地域における子ども及び保護者に対する支援に携わる人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育環境等の整備)

第16条 県は、子どもが将来自立して社会生活を営み、家庭を持ち、及び子どもを生き、健やかに育てることができるよう、子育ての意義及び家庭が果たす役割について学ぶ機会の提供、食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもの健やかな成長を支援するため、地域において学習活動、文化芸術活動、スポーツ活動、自然体験活動及び社会体験活動に参加することができる環境の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第17条 県は、子ども、保護者及び妊産婦が安全に安心して生活することができるよう、交通安全対策の推進、良好な居住環境及び地域環境の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活との両立支援)

第18条 県は、保護者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、育児休業制度の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(困難を有する子ども等及び家庭への支援)

第19条 県は、経済的な困窮、虐待等の困難を有する子ども及び障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。）の福祉の充実及び自立の推進を図るとともに、その家庭に対する適切な支援を行うため、相談体制の充実強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(家庭の日)

第20条 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性について県民の理解を深める日として、家庭の日を定める。

2 家庭の日は、毎月第3日曜日とする。

3 家庭の日には、県の設置した公の施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）で知事が規則で定めるものについては、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、これを免除するものとする。

(財政上の措置)

第21条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項から第4項まで、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項から第5項まで及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第1項の規定により定められている県の計画は、第10条第1項から第3項までの規定により定められた基本計画とみなす。

第3条 この条例の施行の際現に定められている子どもの育成に関する県の憲章であって、子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針を定めたものは、第11条第1項及び第2項の規定により定められた育成憲章とみなす。

(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)

第4条 栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略



栃木県こどもまんなか推進プラン



【編集・発行】

栃木県 保健福祉部こども政策課

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

TEL 028-623-3068

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/>

